

STACY 許可基準規則への対応と後段規制の関係

令和元年11月11日審査会合資料3-1に赤字で加筆修正

許可申請書での説明			設置変更許可申請				設工認申請				保安規定		備考	
			設計、説明		設備機器	運用による確認	具体的な設計			申請回	保安規定	下部規定へ		
			応後段での対応	設備機器			No.*1	保安規定	評価					
					設備機器	設備機器				設備機器				
第3条	地盤	耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても当該原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設置する。	○	○	○	○	175	○	○	耐震改修				
第4条	地震	耐震重要度に応じてBクラス及びCクラスに分類し、それぞれに応じた耐震設計を行う。Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性範囲に留まる設計とする。また、Bクラスの施設は、共振するおそれのないように設計する。	○	○	○	○	※	○	○	第2回、第3回、第4回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等、Cクラス棒状燃料の製作、耐震改修		※B、Cクラス機器が対象		
第5条	津波	当該施設に浸水することなく、安全機能が損なわれるおそれはないが、構成可能な炉心は、安全板の性能とあいまって、浸水(海水による全水没)を想定しても未臨界を確保できる範囲に限定する。	○	○	○	○	4、66、83	○	○	第3回	○	炉心構成書、炉心証明書を作成		
		当該施設に浸水することなく、安全機能が損なわれるおそれはないが、炉心構成作業は、安全板(又は中性子吸収効果の観点から安全板と同等の仕様の中性子吸収板)が炉心に挿入されている状態で行う。	○	○	○	○	83	○	○	第3回	○	未臨界板の使用		
第6条	外部事象対策 (自然現象)	洪水・降水	考慮不要											
		風(台風)対策	風荷重に対する設計は、建築基準法に基づいて行う。										既設設備(実験棟A、実験棟B、排気筒)の設計で満足するため、新たな対応は不要。	
		竜巻対策	F1及び随伴事象(電源喪失)の発生を考慮しても、安全機能を損なうおそれがない設計。	○	○	○	○	106、175~178-2	○	○	第2回、第3回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等、耐震改修	○	影響を及ぼすおそれがある場合には原子炉を停止する。	
		凍結対策	適切な余裕を考慮して設計する。										既設設備の設計(換気空調設備による各部屋の温度制御)で満足するため、新たな対応は不要。	
		積雪対策	茨城県建築基準法関係条例に基づく垂直積雪量(東海村は30cm)を参考に、積雪量は40cmを想定して設計する。										既設設備(実験棟A、実験棟B)の設計で満足するため、新たな対応は不要。	
		落雷対策	原子炉建家及び排気筒に避雷針を設け、落雷による火災の発生を防止する設計とする。	○	○			179			第4回			
		地滑り	考慮不要											
		火山対策	降下火砕物の層厚は極微量であり、影響を受けるおそれはない。(考慮不要) 万一の降灰に備え、必要な対策(運転停止、火山灰除去)を行う。	○		○						○	影響を及ぼすおそれがある場合には原子炉を停止する。	
		生物学的事象	換気系が枯葉等の影響を受けない設計											考慮不要
		森林火災対策	敷地外の森林火災がSTACY施設に迫った場合でも、安全機能を損なうおそれがないよう設計する。 施設周辺の草木の管理その他必要に応じた対策を講じる。 森林火災が発生した場合にその影響を受けないように、屋外消火栓設備を設ける。	○	○	○	○	106、175~178-2	○		第2回、第3回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等、耐震改修	○		
		煤煙対策		○	○			165			棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等			
		自然現象の組合せ	施設の影響(荷重、浸水、温度及び電気)について、自然現象の組合せを想定した場合でも、安全機能を損なうおそれがない設計とする	○	○	○	○	106、175~178-2	○		第2回、第3回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等、耐震改修			
		外部事象対策 (人為事象)	飛来物(航空機落下)	考慮不要										
			ダムの崩壊	考慮不要										
爆発対策	敷地内にLNGタンク等を設置する場合は影響を考慮して設置する。		○	○	○	○	106、175~178-2	○		第2回、第3回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等、耐震改修				
近隣工場の火災への対策	安全性に影響を与えるおそれがあるときは、必要に応じて防護対策をとる。		○	○	○	○	106、175~178-2	○		第2回、第3回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等、耐震改修				
	敷地内に重油タンク等を設置する場合は影響を考慮して設置する。		○	○	○	○	106、175~178-2	○		第2回、第3回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等、耐震改修				
	航空機墜落で発生する火災を想定しても、原子炉施設の安全性に影響を及ぼさないよう設計し、必要に応じて対策を講じる。		○	○	○	○	106、175~178-2	○		第2回、第3回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等、耐震改修				
有毒ガス	施設周辺で有毒ガスが発生した場合でも、STACY施設は、原子炉を速やかに停止でき、その後監視する必要があることから、運転員が制御室又は施設内に長期間にわたって留まる必要はない。		○		○						○	影響を及ぼすおそれがある場合には原子炉を停止する。		
船舶の衝突	考慮不要													

*1:参考資料3の設備・機器No.参照

				設置変更許可申請		設工認申請				保安規定		備考	
				設計、説明		認 評 の 要 等 に よ る 確 定	具体的な設計			申 請 回	保 安 規 定		下 部 規 定 へ
				応 後 段 で の 対	設 備 機 器		る 運 用 に よ	設 備 機 器	No.*1				
許可申請書での説明													
		電磁的障害対策	電磁波の侵入を防止する設計とする。									既設設備の設計(絶縁回路、銅製筐体の適用)で満足するため、新たな対応は不要。	

* 1: 参考資料3の設備・機器No.参照

		設置変更許可申請				設工認申請				保安規定		備考
		設計、説明		認 評 の 備 要 等 に よ る 確	具体的な設計			申 請 回	保 安 規 定	下 部 規 定 へ		
		応 後 段 で の 対	設 備 機 器		る 運 用 に よ	設 備 機 器	No. *1				保 安 規 定	
				許可申請書での説明								
第7条	不法侵入対策	物理的障壁の設置、区域への入退域管理が適切に行える設計とする。	○	○	○	○	176~178-2、181-1~181-3	○	第2回、第3回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等	○	核物質防護規程で対応済み。保安規定において、建家出入口の施錠管理について規定している。	
		研究所敷地内への入構管理を適切に行う。									核物質防護規程で対応済み	
		不正アクセス防止のため外部の電気通信回路から遮断する設計とする。	○	○		○	44~46、48、62~64、85、86、88、89、93~97		第3回			
第8条	火災による損傷の防止	火災の発生防止 安全施設の主要ケーブルの難燃化、電気設備の保護継電器、避雷針等の設置、有機溶媒等の引火防止を図る。	○	○		○	44~46、48、49、62~64、114、137、138、179		第3回、第4回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等			
		火災の感知及び消火 自動火災報知設備、屋内外消火栓設備等を設ける。	○	○		○	165		棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等			
		火災影響の軽減 電線管によるケーブルの保護及び隔離、設備・機器の区画配置等を図る。	○	○		○	62~64、114、137、138、		第3回、第4回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等			
		消火設備の破損等 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉停止系の機能を損なわない設計とする。	○	○		○	44~46、48~50、62~66、72~75、79、81、93~97		第3回			
第9条	溢水による損傷の防止等	溢水対策 溢水により停止機能及び停止状態維持機能を損なわない設計とする。	○	○		○	44~46、48、62~66、75、79、81、93~97		第3回			
			炉心タンク上方に水を内包する機器及び配管を設置しない設計とする。	○	○		○	67~78、97-165		第3回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等		
		管理区域外への漏えい防止 溶液燃料を取り扱う機器を設置するグローブボックス及び貯槽室は床面をドリフトレイとし、管理区域外への漏えいを防止する設計とする。ドリフトレイには漏えい検知器を設けるとともに、漏えいした当該液体は予備槽等へ移送できる設計とする。	○	○	○	○	24-1、24-3	○	第2回			
		液体廃棄物の貯槽室には、堰を設けることにより、管理区域外への漏えいを防止する設計とする。	○	○	○	○	107~110、112~115、178-3	○	第4回			
第10条	誤操作の防止	監視操作設備は、誤操作防止と容易な運転のため、人間工学的観点から考慮し、運転員の操作性に留意した設計とする。	○	○		○	59		第3回			
		反応度制御回路は、誤操作等による異常な反応度添加を防止するためのインターロックを設ける。	○	○		○	88~90		第3回			
		棒状燃料は、炉心構成時の誤装荷を防止するため、種類別に容易に識別できる設計とする。	○	○			○	5~7、6		第3回、ウラン棒状燃料の製作		
						○	7				今後の実験計画に応じて、個別に申請する。	
		計器表示及び警報表示において原子炉施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。	○	○		○	59、60		第3回			
		保守点検において誤りを生じにくい設計とする。	○	○		○	59、63		第3回			
		運転時の異常な過渡変化時においても、安全保護回路により、運転員による操作なしで原子炉停止系の作動を自動的に開始させ、原子炉を安全に停止でき、かつ、その停止状態を維持するための機能を損なわない設計とする。	○	○		○	62~65、66、75、77、79、81		第3回			
第11条	安全避難通路等	原子炉施設は、単純、明確かつ永続性のある標識を備えた安全避難通路を有する設計とする。	○	○		○	173		棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等			
		原子炉施設は、通常の照明用電源が喪失した場合においても機能する避難用の照明を有する設計とする。	○	○		○	173		棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等			
		設計基準事故時の対応に時間的猶予があることから、現場作業を行う場合には、必要に応じて、蓄電池を内蔵した可搬式の仮設照明で対応する。	○	○		○	173		棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等			

* 1: 参考資料3の設備・機器No.参照

		設置変更許可申請	設工認申請						保安規定		備考				
			設計、説明			認 評 の 要 等 に よ る 確	具体的な設計			申 請 回		保 安 規 定	下 部 規 定 へ		
			応 後 段 で の 対	設 備 機 器	る 運 用 に よ		設 備 機 器	No. *1	保 安 規 定					評 価	
許可申請書の説明															
第12条	安全施設	安全施設は、重要度分類指針を参考に、要求される安全機能の重要度に応じて、安全機能を確保する設計とする。	○	○			○	※					※新設又は改造する設備		
		重要度が特に高い安全機能を有する系統は、その系統を構成する機器の単一故障に加え、外部電源が利用できない場合においても、その安全機能を損なわないよう、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を備えた設計とする。	○	○			○	44～46、48、62～66、75、79、81、93～97			第3回				
		安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において予想される全ての環境条件に対して十分余裕をもって耐えられ、その機能を発揮することができる設計とする。	○	○			○	11、12、44～50、62～66、72～75、79、81、93～97			第3回				
		安全施設は、それらの健全性及び能力を確認するために、その安全機能の重要度に応じ適切な方法により、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。	○	○			○	※			第2回、第3回、第4回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等、ウラン棒状燃料の製作				※新設又は改造する設備
		安全施設は、原子炉施設内部で発生が想定される飛来物に対し、原子炉施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。													既設設備(非常用発電機)の設計で満足するため、新たな対応は不要。
		安全施設は、STACY施設及びTRACY施設の間で共用される場合においても、原子炉施設の安全性を損なうおそれがない設計とする。													既設設備(実験棟A、実験棟B放射性廃棄物廃棄施設等)の設計で満足するため、新たな対応は不要。
第14条	外部電源喪失	全交流動力電源喪失時においても、原子炉停止系をフェイルセーフ機構とすることにより、電力を必要とせずに原子炉を安全に停止できる設計とする。	○	○			○	66、75、79、81			第3回				
		安全保護回路の監視装置により、原子炉の停止状態を確認できる設計とする。安全保護回路は無停電電源装置から給電でき、その無停電電源装置は原子炉の停止状態の確認に必要な電気容量を有する設計とする。	○	○			○	62、138			第3回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等				
第15条	炉心等	原子炉停止系及び安全保護系の設計とあわせて、総合的な反応度フィードバックが正になる炉心でも安全に運転制御できるよう、炉心特性の範囲を制限するとともに、核的制限値を満足するように炉心を構成する。	○	○	○	○	○	4	○	○	第3回	○		炉心構成書、炉心証明書の作成	
		水位制御により原子炉の反応度を制御し、核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有する設計とする。	○	○			○	67～78			第3回				
		構成可能な炉心は、安全板の性能とあわせて、浸水(海水による全水没)を想定しても未臨界を確保できる範囲に限定する。	○	○	○	○	○	4、66、83	○	○	第3回	○		炉心構成書、炉心証明書の作成	
		炉心構成作業は、安全板(又は中性子吸収効果の観点から安全板と同等の仕様の中性子吸収板)が炉心に挿入されている状態で行う。	○	○	○	○	○	83	○	○	第3回	○		未臨界板の使用	
		炉心は、原子炉停止系、反応度制御系、計測制御系及び安全保護系の機能とあわせて、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、燃料要素の健全性を損なうことのない設計とする。	○	○	○	○	○	4	○	○	第3回	○		炉心構成書、炉心証明書の作成	
		燃料要素、減速材及び炉心支持構造物ほか炉心に設置する機器等は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、原子炉を安全に停止させることができる設計とする。	○	○			○	5、6、9、11、12			第3回、ウラン棒状燃料の製作				
		燃料要素は、原子炉内における使用期間中に生じ得る種々の変化を考慮しても、その健全性を損なうおそれがない設計とする。	○	○			○	7			第3回、ウラン棒状燃料の製作				今後の実験計画に応じて、個別に申請する。
		燃料要素は、著しい変形を生じない設計とするとともに、輸送及び取扱い中に過度の外力がかからないよう十分な配慮をした管理を行う。	○	○			○	5、6			第3回、ウラン棒状燃料の製作				今後の実験計画に応じて、個別に申請する。
		○	○			○	7						今後の実験計画に応じて、個別に申請する。		

* 1: 参考資料3の設備・機器No.参照

許可申請書での説明			設置変更許可申請			設工認申請			保安規定		備考	
			設計、説明		認 評 備 要 等 に よ る 確	具体的な設計		申 請 回	保 安 規 定	下 部 規 定 へ		
			応 後 段 で の 対	設 備 機 器		る 運 用 に よ	設 備 機 器					No. *1
第16条	燃料取扱施設及び貯蔵施設	燃料の取扱	棒状燃料は、健全性を損なうおそれ(変形、破損)がないように取り扱う。	○	○	○	5、6	第3回、ウラン棒状燃料の製作			被覆管の材料、肉厚	
			使用済ウラン黒鉛混合燃料は、臨界に達するおそれがないよう、1回の取扱量を制限する。	○		○	7			○	運転手引において取扱制限量を規定	今後の実験計画に応じて、個別に申請する。
			適切な治具を用いて運搬する。	○		○					○	棒状燃料運搬用具の使用
	貯蔵設備		貯蔵能力として1炉心分以上の燃料体を貯蔵できるように設計する。	○	○		○	20、21	第4回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等			
			「1.4 臨界安全設計方針」に基づき、形状寸法管理や幾何学的な安全配置、中性子吸収材その他の適切な手段により、想定されるいかなる場合でも臨界に達するおそれがない設計とする。	○	○		○	20、21	○	第4回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等		
			遮蔽体として、放射線に対して適切な遮蔽能力を有する鉄筋コンクリート造の遮蔽壁等を設ける。	○	○		○	20、21	○	第4回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等		
			温度変化、化学的变化等を考慮しても燃料の健全性を損なうおそれがない設計	○	○		○	20～22	第4回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等			
	貯蔵設備(貯蔵のみ)		貯蔵管理に必要な容量を有する設計とする。	○	○		○	24-1、26-1、27、28	第2回、第4回			
			「1.4 臨界安全設計方針」に基づき、形状寸法管理や幾何学的な安全配置、中性子吸収材その他の適切な手段により、想定されるいかなる場合でも臨界に達するおそれがない設計とする。	○	○		○	24-1、26-1、27、28	○	第2回、第4回		
			遮蔽体として、放射線に対して適切な遮蔽能力を有する鉄筋コンクリート造の遮蔽壁等を設ける。	○	○		○	24-1、26-1、27、28	○	第2回、第4回		
		温度変化、化学的变化等を考慮しても燃料の健全性を損なうおそれがない設計	○	○		○	23～24-1、26-1、27、28	第1回、第2回、第4回				
		収納容器とあいまって、粉末状の燃料を限定された区域に閉じ込める機能を有する設計	○	○		○	26-1	第2回				
第17条	計測制御系統施設	中性子束、炉心タンク水位、給水流量、炉心温度等のパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、適切な予想範囲に維持制御できること。	○	○		○	39～42、44～46、54～55、48～57	第3回				
		上記パラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、必要な対策が講じ得るように想定範囲内で監視できること。	○	○		○	39～42、44～46、54～55、48～57	第3回				
		設計基準事故の状況確認、対策に必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できること。	○	○		○	119,120,128		第2回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等			
第18条	安全保護回路	運転時の異常な過渡変化時に、その異常な状態を検知し、原子炉停止系の作動を自動的に開始させ、本原子炉を安全に停止でき、かつ、その停止状態を維持することにより、燃料要素の健全性を損なうおそれがない設計とする。	○	○		○	44～46、48、62～65、93～97	第3回				
		その系統を構成する機器又はチャンネルに単一故障が起きた場合でも、その安全保護機能を失わないよう、1 out of 2 の2チャンネル構成の多重性を有する設計とする。	○	○		○	44～46、48、62～65、93～97	第3回				
		その安全保護機能を失わないように、物理的にも電氣的にもその系統を構成するチャンネル相互を分離し、それぞれのチャンネル間の独立性を確保する設計とする。	○	○		○	44～46、48、62～65、93～97	第3回				
		フェイルセーフ機構とし、駆動源の喪失、系統の遮断及びその他の不利な状況が発生した場合においても、本原子炉を安全に停止でき、かつ、その停止状態を維持することができる設計とする。	○	○		○	44～46、48、62～65、93～97	第3回				
		不正アクセスを防止するため、外部の電気通信回路から遮断する設計とする。また、システムの導入段階、更新段階及び試験段階においては、コンピュータウイルスの混入防止を考慮する。	○	○		○	44～46、48、62～65、93～97	第3回				
	計測制御系の影響により安全保護系の機能を失わないように、電源、検出器、ケーブル等を原則として互いに分離するが、計測制御系と部分的に共用する場合には、共用部分から計測制御系への信号分岐箇所には絶縁回路を使用し、計測制御系から機能的に分離した設計とする。	○	○		○	44～46、48、62～65、93～97	第3回					
第19条	反応度制御系統	反応度制御系統として給排水系を設け、通常運転時に予想される温度変化、実験用装荷物(可動式)の位置変化による反応度変化を調整し、所要の運転状態に維持し得る設計とする。	○	○		○	67～78	第3回				
		原子炉停止系統(排水系)の停止能力と併せて、想定される異常な給水が発生しても、燃料の健全性を損なうことのない設計とする。	○	○		○	67～78	第3回				

* 1: 参考資料3の設備・機器No.参照

		設置変更許可申請	設工認申請						保安規定		備考		
			設計、説明			認評の備等による確			具体的な設計			申請回	保安規定へ
			応後段での対	設備機器	る運用に	認	備	機	No.*1	保安規定			
												設備機器	
許可申請書の説明													
第20条	原子炉停止系統	原子炉停止系は、運転状態から炉心を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持できる機構の異なる二つの独立した系統として安全板装置と排水系を有する設計とする。	○	○		○	66, 75, 77, 79, 81			第3回			
		通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、原子炉停止系の安全板装置と排水系のうち少なくとも一つが作動することにより、速やかに炉心を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持できる設計とする。	○	○		○	66, 75, 77, 79, 81	○	○	第3回			炉心構成書、炉心証明書を作成
		安全板は、運転状態において反応度値の最も大きい1枚が挿入できない場合においても、炉心を未臨界に移行することができる設計とする。	○	○		○	66, 79, 81	○	○	第3回			炉心構成書、炉心証明書を作成
		排水系は、給水系と配管の一部を共用するが、給水系の故障が発生した場合においても、排水系の排水能力は給水系の給水能力を上回る性能とし、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に炉心を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持できる設計とする。	○	○		○	67~78		○	第3回			設工認申請書において、給排水系モックアップ試験の確認結果(排水能力が給水能力を上回ることを記載している)。
第21条	原子炉制御室等	制御室において、原子炉施設の健全性を確保するために必要な中性子束、炉心タンク水位等のパラメータを連続的に監視できる設計とする。	○	○		○	39~42, 44~46, 48~50, 53~57, 59~60			第3回			
		制御室に緊急停止(手動スクラム)ボタンを備え、原子炉の急速な停止のための操作を手動で行うことができる設計とする。	○	○		○	94			第3回			
		制御室近傍には安全に避難できる通路を有し、設計基準事故時においても容易に避難できる設計とする。	○	○		○	92, 173			第3回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等			
		制御室外の適切な場所からも原子炉を停止することができる安全スイッチを設ける。	○	○		○	93			第3回			
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性気体廃棄物の廃棄施設は、適切なろ過、放出管理を行うことにより、周辺環境に対して、放出放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。										既設設備(気体廃棄物廃棄施設)の設計で満足するため、新たな対応は不要。	
		放射性液体廃棄物の廃棄設備は、適切な貯留、放射性物質の濃度管理を行うことにより、周辺環境に対して、放出放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。											既設設備(液体廃棄物廃棄設備)の設計で満足するため、新たな対応は不要。
		放射性液体廃棄物の廃棄設備は、漏えいの防止のため耐食性を考慮するとともに、漏えいの早期検出及び拡大防止のため、各貯槽室には漏えい検知器及び堰を設け、放射性液体廃棄物の敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とする。	○	○		○	108, 110, 113			第4回			
		STACY施設では放射性固体廃棄物の処理(圧縮及び焼却)は行わず、放射性廃棄物処理場へ運搬して処理する。	○	○		○	117~118			第2回			
第23条	保管廃棄施設	STACY更新に伴い発生する解体廃棄物及び溶液燃料の調製を行っていた核燃料物質取扱設備等で不使用設備を解体する際には、必要に応じて放射性物質が散逸しないよう適切な対策を講じる。	○		○						○	放射線安全取扱指引に基づき、適切な対策を実施。	
		放射性廃棄物廃棄施設は、STACY施設において発生する放射性液体廃棄物の有機廃液並びに放射性固体廃棄物のα固体廃棄物及びβ-γ固体廃棄物を保管するための十分な貯蔵容量を有する設計とする。	○	○		○	114, 117~118			第2回、第4回			
		放射性液体廃棄物に対しては、放射性物質の漏えい防止のため貯槽の耐食性を考慮するとともに、漏えいの拡大防止のため貯槽室に堰を設ける。	○	○		○	115			第4回			
		放射性固体廃棄物は、本原子炉施設の保管廃棄施設に保管し、原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場に運搬し、処理又は保管廃棄を行う。	○	○		○	117~118			第2回			
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護	固体廃棄物容器に封入することが著しく困難なものについては、汚染拡大防止上の措置を講ずる。	○	○							○	放射線安全取扱指引に基づき、適切な対策を実施。	
		通常運転時における直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線については、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、空気カーマで年間50μGy以下となるように設計及び管理する。	○	○		○	15, 177, 178-2		○	第3回			
第25条	放射線からの従事者の防護	遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じた設計とする。	○	○	○	○	15, 20, 21, 24-1, 26-1, 27, 28, 92, 99, 100, 102, 103, 107~110, 112~115, 117, 118, 133~135, 140, 141, 148~155, 177, 178-2		○	第2回、第3回、第4回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等		○	保安規定に基づき放射線業務従事者の被ばく線量を低くするために、高レベルα固体廃棄物の鋼製容器への封入は、封缶装置を用いた遠隔操作により行う。
		必要な情報を制御室及び適当な場所に表示できる設計とする。	○	○		○	119, 120, 128			第2回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等			今後の実施計画に応じて、個別に申請する。
			○	○		○							

*1: 参考資料3の設備・機器No.参照

			設置変更許可申請				設工認申請				保安規定		備考	
			設計、説明		認 評 の 要 等 に よ る 確 定	設 備 機 器	具体的な設計		申 請 回	保 安 規 定	下 部 規 定 へ			
			応 後 段 で の 対	設 備 機 器			る 運 用 に よ る	No.*1				保 安 規 定		評 価
					許可申請書での説明									
第26条	監視設備	原子炉施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、必要に応じて、原子炉建家内雰囲気、原子炉施設の周辺監視区域境界付近及び放射性物質の放出経路を適切にモニタリングできるとともに、必要な情報を制御室及び適当な場所に表示できる設計とする。	○	○		○	119,120,128			第2回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等				
第27条	原子炉格納施設	通常運転時に、原子炉建家内を負圧状態に維持できる設計とする。	○	○		○	131,133~135			第2回				
第28条	保安電源設備	重要安全施設は、その機能を確保するために電力を必要とする場合には、外部電源及び非常用電源設備のいずれからも電力の供給を受けられる設計とする。	○	○		○	137,138			棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等				
		非常用電源設備は、原子炉の停止状態の監視に必要な電源容量を有する設計とする。	○	○		○	138			棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等				
第29条	実験設備等	配列式（格子板に配列）の実験用装荷物は、軽水の給排水及び浮力によって、支持された位置から逸脱することのないように設計する。	○	○		○	142						今後の実験計画に応じて、個別に申請する。	
		可動式（駆動装置による移動）の実験用装荷物は、安定した駆動制御ができる設計とするとともに、反応度添加量及び反応度添加率を制限する。	○	○	○	○	○	140	○	○	第3回	○		炉心構成書、炉心証明書の作成
		軽水中に挿入する実験用装荷物のうち内部が中空で軽水を排除する構造のものは、その損傷により炉心に過度の反応度を添加することがないよう、内部への浸水による置換反応度を可動式の装荷物による反応度添加量と合わせて制限する。	○	○	○	○	○	142	○	○		○		今後の実験計画に応じて、個別に申請する。
		実験設備等は、放射性物質を内蔵する場合は密封性を考慮し、放射性物質の着しい漏えいのおそれがない設計とする。	○	○	○		○	140	○		第3回	○		
		実験設備等は、原子炉の安全に必要なパラメータを制御室に表示できる設計とする。このため、配列式の実験用装荷物は装荷状態を制御室で監視でき、可動式の実験用装荷物は制御室で位置が制御できる設計とする。	○	○			○	140,143	○				○	今後の実験計画に応じて、個別に申請する。
		実験設備等を設置している場所と制御室との間は、相互に連絡できる設計とする。	○	○			○	140,174	○		第3回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等			
第30条	通信連絡設備等	設計基準事故が発生した場合においても、施設内にいる全ての人に対して制御室等から連絡や避難指示等ができるよう、通信連絡設備を設ける。	○	○		○	174			棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等				
		設計基準事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。	○	○			○	174			棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等			

* 1: 参考資料3の設備・機器No.参照

許可基準規則ごと設工認申請一覧

許可基準規則	設工認申請	設備・機器No.	技術基準規則				
第3条 試験研究用等原子炉施設の地盤	実験棟A耐震改修	—	実験棟A	175	第5条 試験研究用等原子炉施設の地盤		
	第2回	第1編 原子炉本体	I. その他の主要な事項	炉室フード	18	第6条 地震による損傷の防止	
		第1編 原子炉本体	III. 原子炉容器	炉心タンク	9	第6条 地震による損傷の防止	
	格子板フレーム			11	第6条 地震による損傷の防止		
	実験装置架台			13	第6条 地震による損傷の防止		
	移動支持架台			14	第6条 地震による損傷の防止		
	第1編 原子炉本体	IV. 格子板	格子板	12	第6条 地震による損傷の防止		
	第1編 原子炉本体	VI. その他の主要な事項	起動用中性子源	16	第6条 地震による損傷の防止		
	第3回	第2編 計測制御系統施設	I. 核計装	検出器設置用治具	47	第6条 地震による損傷の防止	
				最大給水制限スイッチ	48	第6条 地震による損傷の防止	
			II. その他の主要な計装 (プロセス計装)	給水停止スイッチ	49	第6条 地震による損傷の防止	
				排水開始スイッチ	50	第6条 地震による損傷の防止	
				サーボ型水位計	53	第6条 地震による損傷の防止	
				流量計	54	第6条 地震による損傷の防止	
				炉心温度計	55	第6条 地震による損傷の防止	
				ダンプ槽温度計	56	第6条 地震による損傷の防止	
				ダンプ槽電導度計	57	第6条 地震による損傷の防止	
				安全板	66	第6条 地震による損傷の防止	
				安全板駆動装置	79	第6条 地震による損傷の防止	
				ガイドピン	81	第6条 地震による損傷の防止	
				給排水系ダンプ槽	78	第6条 地震による損傷の防止	
				未臨界板	83	第6条 地震による損傷の防止	
				IV. 制御設備	高速給水系(ポンプ)	67	第6条 地震による損傷の防止
					高速給水系(主要弁)	68, 69, 70	第6条 地震による損傷の防止
					低速給水系(ポンプ)	71	第6条 地震による損傷の防止
	低速給水系(主要弁)	72, 73, 74	第6条 地震による損傷の防止				
	排水系(急速排水弁)	75	第6条 地震による損傷の防止				
	排水系(通常排水弁)	76	第6条 地震による損傷の防止				
	配管・弁	77, 85, 86	第6条 地震による損傷の防止				
	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. 主要な実験設備	可動装置物駆動装置(駆動装置、操作機器、案内管)	140	第6条 地震による損傷の防止		
	第4回	第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 棒状燃料貯蔵設備	棒状燃料収納容器	20	第6条 地震による損傷の防止	
			II. ウラン酸化物燃料貯蔵設備	ウラン酸化物燃料収納架台	27	第6条 地震による損傷の防止	
			III. 使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備	コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	28	第6条 地震による損傷の防止	
				ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	28	第6条 地震による損傷の防止	
	第2編 放射性廃棄物の廃棄施設	II. 液体廃棄物の廃棄設備	漏えい検知器	108, 110, 113, 115	第6条 地震による損傷の防止		
	第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	II. 棒状燃料貯蔵設備 II	棒状燃料収納容器	21	第6条 地震による損傷の防止		
			棒状燃料収納容器架台	22	第6条 地震による損傷の防止		
	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	III. その他の主要な事項 (消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	消火設備	165	第6条 地震による損傷の防止		
			安全避難通路等	173	第6条 地震による損傷の防止		
	ウラン棒状燃料の製作	—	通信連絡設備	174	第6条 地震による損傷の防止		
	ウラン棒状燃料の製作	—	ウラン棒状燃料	6	第6条 地震による損傷の防止		
	実験棟A耐震改修	—	—	実験棟A	175	第6条 地震による損傷の防止	
	第5条 津波による損傷の防止	第1編 原子炉本体	I. 炉心	基本炉心(I)	4	第10条 試験研究用等原子炉施設の機能	
第2編 計測制御系統施設		IV. 制御設備	安全板	66	第10条 試験研究用等原子炉施設の機能		
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	第2回	第3編 放射性廃棄物の廃棄施設	I. 気体廃棄物の廃棄施設	排気筒	106	第7条 津波による損傷の防止	
		第6編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. その他の主要な事項 (設計変更がある設備)	実験棟B	178-1	第8条 外部からの衝撃による損傷の防止	
				実験棟A,B	177, 178-2	第8条 外部からの衝撃による損傷の防止	
		第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	II. その他の主要な事項	避雷設備	179	第8条 外部からの衝撃による損傷の防止	
		第4回	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	II. その他の主要な事項 (設計条件の変更がある設備)	実験棟A	176	第8条 外部からの衝撃による損傷の防止
		棒状燃料貯蔵設備 II の製作等	—	—	実験棟A	175	第8条 外部からの衝撃による損傷の防止
第7条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第2回	第6編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. その他の主要な事項 (設計条件の変更がある設備)	実験棟B	178-1	第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	
				防護柵	181-2	第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	
	第3回	第2編 計測制御系統施設	I. 核計装	安全保護系の核計装	44, 45, 46	第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	
				II. その他の主要な計装 (プロセス計装)	最大給水制限スイッチ	48	第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止
			III. 安全保護回路(原子炉停止回路)	原子炉停止回路	62, 94, 95, 96, 97	第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	
				安全保護系盤	63	第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	
				スクラム遮断器盤	64	第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	
			V. その他の主要な事項 (インターロック)	インターロック	85, 86, 88, 89	第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	
				VI. その他の主要な事項 (制御室等)	安全スイッチ	93	第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止
	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	II. その他の主要な事項 (設計条件の変更がある設備)	実験棟A,B	177, 178-2	第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		
防護柵	181-3	第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止					
棒状燃料貯蔵設備 II の製作等	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	II. その他の主要な事項 (設計条件の変更がある設備)	実験棟A	176	第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		
防護柵	181-1	第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止					

許可基準規則		設工認申請		設備・機器No.		技術基準規則			
第8条	火災による損傷の防止	第3回	第2編 計測制御系統施設	I. 核計装	安全保護系の核計装	44, 45, 46	第21条 安全設備		
				II. その他の主要な計装 (プロセス計装)	最大給水制限スイッチ	48	第21条 安全設備		
					給水停止スイッチ	49	第21条 安全設備		
				III. 安全保護回路 (原子炉停止回路)	排水開始スイッチ	50	第21条 安全設備		
					原子炉停止回路	62, 94, 95, 96, 97	第21条 安全設備		
				安全保護系盤	安全保護系盤	63	第21条 安全設備		
					スクラム遮断器盤	64	第21条 安全設備		
				III. 安全保護回路 (その他の主要な安全保護回路)	主電源盤	65	第21条 安全設備		
					IV. 制御設備	安全板	66	第21条 安全設備	
				安全板駆動装置		79	第21条 安全設備		
ガイドピン	81	第21条 安全設備							
低速給水系 (主要弁)	72, 73, 74	第21条 安全設備							
排水系 (急速排水弁)	75	第21条 安全設備							
V. その他の主要な事項 (制御室等)	安全スイッチ	93	第21条 安全設備						
第4回	第2編 放射性廃棄物の廃棄施設	II. 液体廃棄物の廃棄設備 (有機廃液系)	有機廃液貯槽B	114	第21条 安全設備				
		III. その他の主要な事項 (制御室等)	避雷設備	179	第8条 外部からの衝撃による損傷の防止				
第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. 非常用電源設備	非常用発電機	137	第40条 保安電源設備				
		無停電源装置	138	第40条 保安電源設備					
第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	III. その他の主要な事項 (消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	消火設備	165	第21条 安全設備				
第9条	溢水による損傷の防止等	第2回	第2編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 溶液燃料貯蔵設備	容器・主配管	24-1	第19条 溢水による損傷の防止		
				グローブボックス	24-1	第19条 溢水による損傷の防止			
		第3回	第2編 計測制御系統施設	I. 核計装	安全保護系の核計装	44, 45, 46	第19条 溢水による損傷の防止		
					最大給水制限スイッチ	48	第19条 溢水による損傷の防止		
				II. その他の主要な計装 (プロセス計装)	原子炉停止回路	62, 94, 95, 96, 97	第19条 溢水による損傷の防止		
					安全保護系盤	63	第19条 溢水による損傷の防止		
				III. 安全保護回路 (原子炉停止回路)	スクラム遮断器盤	64	第19条 溢水による損傷の防止		
					主電源盤	65	第19条 溢水による損傷の防止		
				IV. 制御設備	安全板	66	第19条 溢水による損傷の防止		
					安全板駆動装置	79	第19条 溢水による損傷の防止		
					ガイドピン	81	第19条 溢水による損傷の防止		
					給排水系(フ)槽	78	第19条 溢水による損傷の防止		
					高速給水系 (ポンプ)	67	第19条 溢水による損傷の防止		
					高速給水系 (主要弁)	68, 69, 70	第19条 溢水による損傷の防止		
					低速給水系 (ポンプ)	71	第19条 溢水による損傷の防止		
					低速給水系 (主要弁)	72, 73, 74	第19条 溢水による損傷の防止		
					排水系 (急速排水弁)	75	第19条 溢水による損傷の防止		
					排水系 (通常排水弁)	76	第19条 溢水による損傷の防止		
				配管・弁	77	第19条 溢水による損傷の防止			
				V. その他の主要な事項 (制御室等)	安全スイッチ	93	第19条 溢水による損傷の防止		
第4回	第2編 放射性廃棄物の廃棄施設	II. 液体廃棄物の廃棄設備	中レベル廃液貯槽主配管	107	第19条 溢水による損傷の防止				
			低レベル廃液貯槽主配管	109	第19条 溢水による損傷の防止				
			極低レベル廃液貯槽主配管	112	第19条 溢水による損傷の防止				
			有機廃液貯槽B主配管、ポンプ、弁	114	第19条 溢水による損傷の防止				
		埋	108, 110, 113, 115	第19条 溢水による損傷の防止					
第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	II. その他の主要な事項	二重スラブ	178-3	第19条 溢水による損傷の防止					
第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	III. その他の主要な事項 (消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	消火設備	165	第21条 安全設備				
第10条	誤操作の防止	第3回	第2編 計測制御系統施設	第1編 原子炉本体	II. 燃料体	ウラン棒状燃料	5	第22条 炉心等	
					II. その他の主要な計装 (プロセス計装)	監視操作盤	59	第34条 原子炉制御室等	
				盤 (モニタ盤)		60	第34条 原子炉制御室等		
				III. 安全保護回路 (原子炉停止回路)	原子炉停止回路	62	第32条 安全保護回路		
					安全保護系盤	63	第32条 安全保護回路		
				スクラム遮断器盤	スクラム遮断器盤	64	第32条 安全保護回路		
					III. 安全保護回路 (その他の主要な安全保護回路)	主電源盤	65	第32条 安全保護回路	
				IV. 制御設備	安全板	66	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統		
					安全板駆動装置	79	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統		
					ガイドピン	81	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統		
					排水系 (急速排水弁)	75	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統		
					配管・弁	77	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統		
				V. その他の主要な事項 (インターロック)	インターロック	88, 89, 90	第34条 原子炉制御室等		
				ウラン棒状燃料の製作	—	—	ウラン棒状燃料	6	第22条 炉心等
				第11条	安全避難通路等	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	III. その他の主要な事項 (消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	安全避難通路等

許可基準規則		設計認申請		設備・機器No.	技術基準規則			
第12条	安全施設	第2回	第1編 原子炉本体	I. その他の主要な事項	炉室フード	18	第11条 機能の確認等	
			第3編 放射性廃棄物の廃棄施設	II. 固体廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物保管室(I)、(II)	117	第11条 機能の確認等	
					β ・ γ 固体廃棄物保管室	118	第11条 機能の確認等	
			第3回	第1編 原子炉本体	III. 原子炉容器	炉心タンク	9	第11条 機能の確認等
						格子板フレーム	11	第11条 機能の確認等
						実験装置架台	13	第21条 安全設備
						移動支持架台	14	第11条 機能の確認等
				第1編 原子炉本体	IV. 格子板	格子板	12	第11条 機能の確認等
				第1編 原子炉本体	VI. その他の主要な事項	起動用中性子源	16	第11条 機能の確認等
				第2編 計測制御系統施設	I. 核計装	安全保護系の核計装	44, 45, 46	第21条 安全設備
						検出器配置用治具	47	第11条 機能の確認等
				第3回	第2編 計測制御系統施設	II. その他の主要な計装(プロセス計装)	最大給水制限スイッチ	48
		給水停止スイッチ					49	第11条 機能の確認等
		排水開始スイッチ					50	第11条 機能の確認等
		サーボ型水位計					53	第11条 機能の確認等
		流量計	54				第11条 機能の確認等	
		炉心温度計	55				第11条 機能の確認等	
		ダンプ槽温度計	56				第11条 機能の確認等	
		ダンプ槽電導度計	57				第11条 機能の確認等	
		監視操作盤	59				第11条 機能の確認等	
		盤(モニタ盤)	60				第11条 機能の確認等	
		III. 安全保護回路(原子炉停止回路)	原子炉停止回路				62, 94, 95, 96, 97	第11条 機能の確認等
			安全保護系盤				63	第11条 機能の確認等
			スクラム遮断器盤			64	第11条 機能の確認等	
		III. 安全保護回路(その他の主要な安全保護回路)	主電源盤			65	第11条 機能の確認等	
			IV. 制御設備			安全板	66	第11条 機能の確認等
		安全板駆動装置				79	第11条 機能の確認等	
		ガイドピン				81	第11条 機能の確認等	
		給排水系ダンプ槽				78	第11条 機能の確認等	
		未臨界板				83	第11条 機能の確認等	
		高速給水系(ポンプ)				67	第11条 機能の確認等	
		高速給水系(主要弁)				68, 69, 70	第11条 機能の確認等	
		低速給水系(ポンプ)				71	第11条 機能の確認等	
		低速給水系(主要弁)				72, 73, 74	第11条 機能の確認等	
		排水系(急速排水弁)				75	第11条 機能の確認等	
		排水系(通常排水弁)				76	第11条 機能の確認等	
		V. その他の主要な事項(インターロック)				インターロック	85, 86, 88, 89	第11条 機能の確認等
			盤(インターロック盤)			90	第11条 機能の確認等	
		V. その他の主要な事項	警報回路			91	第11条 機能の確認等	
			安全スイッチ	93	第11条 機能の確認等			
		第4回	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. 主要な実験設備	可動装置物駆動装置(駆動装置、操作機器、案内管)	140	第11条 機能の確認等	
					II. 棒状燃料貯蔵設備	棒状燃料収納容器	20	第11条 機能の確認等
						ウラン酸化物燃料貯蔵設備	27	第11条 機能の確認等
				III. 使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備	コバンコト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	28	第11条 機能の確認等	
					ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	28	第11条 機能の確認等	
第3編 核燃料貯蔵設備IIの製作等	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設			I. 棒状燃料貯蔵設備II	棒状燃料収納容器	21	第11条 機能の確認等	
					棒状燃料収納容器架台	22	第11条 機能の確認等	
				III. その他の主要な事項(消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	消火設備	165	第11条 機能の確認等	
					安全避難通路等	173	第11条 機能の確認等	
				III. その他の主要な事項(消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	通信連絡設備	174	第11条 機能の確認等	
					ウラン棒状燃料の製作	—	—	ウラン棒状燃料
第14条	外部電源を喪失した場合の対策設備等			第3回	第2編 計測制御系統施設	III. 安全保護回路(原子炉停止回路)	原子炉停止回路	62
		安全板	66			第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統		
		IV. 制御設備	安全板駆動装置			79	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
		ガイドピン	81	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統				
		排水系(急速排水弁)	75	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統				
		第3編 核燃料貯蔵設備IIの製作等	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. 非常用電源設備	無停電電源装置	138	第40条 保安電源設備	
I. 炉心	基本炉心(I)				4	第10条 試験研究用等原子炉施設の機能		
II. 燃料体	ウラン棒状燃料				5	第22条 炉心等		
第15条	炉心等	第3回	第1編 原子炉本体	III. 原子炉容器	炉心タンク	9	第22条 炉心等	
				格子板フレーム	11	第22条 炉心等		
				IV. 格子板	格子板	12	第22条 炉心等	
			第2編 計測制御系統施設	IV. 制御設備	安全板	66	第10条 試験研究用等原子炉施設の機能	
					給排水系ダンプ槽	78	第10条 試験研究用等原子炉施設の機能	
					未臨界板	83	第7条 津波による損傷の防止	
		高速給水系(ポンプ)			67	第10条 試験研究用等原子炉施設の機能		
		高速給水系(主要弁)			68, 69, 70	第10条 試験研究用等原子炉施設の機能		
		低速給水系(ポンプ)			71	第10条 試験研究用等原子炉施設の機能		
		低速給水系(主要弁)	72, 73, 74	第10条 試験研究用等原子炉施設の機能				
		排水系(急速排水弁)	75	第10条 試験研究用等原子炉施設の機能				
		排水系(通常排水弁)	76	第10条 試験研究用等原子炉施設の機能				
配管・弁	77	第10条 試験研究用等原子炉施設の機能						
ウラン棒状燃料の製作	—	—	ウラン棒状燃料	6	第22条 炉心等			

許可基準規則		設工認申請			設備・機器No.	技術基準規則		
第16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	第1回	第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	溶液燃料貯蔵設備	配管	23	第26条 核燃料物質貯蔵設備	
		第2回	第2編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 溶液燃料貯蔵設備	容器・主配管	24-1	第26条 核燃料物質貯蔵設備	
					グローブボックス	24-1	第26条 核燃料物質貯蔵設備	
		第3回	第1編 原子炉本体	II. 粉末燃料貯蔵設備	保管容器	26-1	第26条 核燃料物質貯蔵設備	
					貯蔵容器	26-1	第26条 核燃料物質貯蔵設備	
		第4回	第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 棒状燃料貯蔵設備	棒状燃料貯蔵設備	5	第6条 地震による損傷の防止	
ウラン酸化物燃料貯蔵設備	20				第26条 核燃料物質貯蔵設備			
III. 使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備	コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	28	第26条 核燃料物質貯蔵設備					
IV. 使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備	ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	28	第26条 核燃料物質貯蔵設備					
棒状燃料貯蔵設備IIの製作等	第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 棒状燃料貯蔵設備II	棒状燃料収納容器	21	第26条 核燃料物質貯蔵設備			
ウラン棒状燃料の製作	—	—	棒状燃料収納容器架台	22	第26条 核燃料物質貯蔵設備			
第17条	計測制御系統施設	第2回	第4編 放射線管理施設	I. 屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	119	第30条 計測設備	
				II. 屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタリング設備	128	第30条 計測設備	
		第3回	第2編 計測制御系統施設	I. 核計装	計測制御系の核計装	39, 40, 41, 42	第30条 計測設備	
					安全保護系の核計装	44, 45, 46	第30条 計測設備	
					最大給水制限スイッチ	48	第30条 計測設備	
					給水停止スイッチ	49	第30条 計測設備	
排水開始スイッチ	50				第30条 計測設備			
II. その他の主要な計装(プロセス計装)	炉室(S)放射線量率計	51	第34条 原子炉制御室等					
	炉下室(S)放射線量率計	52	第34条 原子炉制御室等					
	サーボ型水位計	53	第30条 計測設備					
	流量計	54	第34条 原子炉制御室等					
	炉心温度計	55	第34条 原子炉制御室等					
ダンフ槽温度計	56	第34条 原子炉制御室等						
ダンフ槽電導度計	57	第34条 原子炉制御室等						
棒状燃料貯蔵設備IIの製作等	第2編 放射線管理施設	I. 屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	120	第30条 計測設備			
第18条	安全保護回路	第3回	第2編 計測制御系統施設	I. 核計装	安全保護系の核計装	44, 45, 46	第32条 安全保護回路	
					II. その他の主要な計装(プロセス計装)	最大給水制限スイッチ	48	第32条 安全保護回路
						原子炉停止回路	62, 94, 95, 96, 97	第32条 安全保護回路
						安全保護系盤	63	第32条 安全保護回路
						スクラム遮断器盤	64	第32条 安全保護回路
主電源盤	65	第32条 安全保護回路						
III. 安全保護回路(その他の主要な安全保護回路)	安全スイッチ	93	第32条 安全保護回路					
第19条	反応度制御系統	第3回	第2編 計測制御系統施設	IV. 制御設備	高速給水系(ポンプ)	67	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					高速給水系(主要弁)	68, 69, 70	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					低速給水系(ポンプ)	71	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					低速給水系(主要弁)	72, 73, 74	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					排水系(急速排水弁)	75	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					排水系(通常排水弁)	76	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					配管・弁	77	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					給排水系ダンフ槽	78	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					安全板	66	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					安全板駆動装置	79	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
第20条	原子炉停止系統	第3回	第2編 計測制御系統施設	IV. 制御設備	ワイドピン	81	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					高速給水系(ポンプ)	67	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					高速給水系(主要弁)	68, 69, 70	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					低速給水系(ポンプ)	71	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					低速給水系(主要弁)	72, 73, 74	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					排水系(急速排水弁)	75	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					排水系(通常排水弁)	76	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					配管・弁	77	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					給排水系ダンフ槽	78	第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	
					安全保護系の核計装	44, 45, 46	第34条 原子炉制御室等	
第21条	原子炉制御室等	第3回	第2編 計測制御系統施設	I. 核計装	計測制御系の核計装	39, 40, 41, 42	第34条 原子炉制御室等	
					最大給水制限スイッチ	48	第34条 原子炉制御室等	
					給水停止スイッチ	49	第34条 原子炉制御室等	
					排水開始スイッチ	50	第34条 原子炉制御室等	
					サーボ型水位計	53	第34条 原子炉制御室等	
					流量計	54	第34条 原子炉制御室等	
					炉心温度計	55	第34条 原子炉制御室等	
					ダンフ槽温度計	56	第34条 原子炉制御室等	
					ダンフ槽電導度計	57	第34条 原子炉制御室等	
					監視操作盤	59	第34条 原子炉制御室等	
盤(モニタ盤)	60	第34条 原子炉制御室等						
III. 安全保護回路(原子炉停止回路)	原子炉停止回路(手動スクラムボタン)	94	第34条 原子炉制御室等					
	V. その他の主要な事項(制御室等)	制御室	92	第34条 原子炉制御室等				
III. その他の主要な事項(消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	安全避難通路等	173	第20条 安全避難通路等 第34条 原子炉制御室等					
	第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	第3編 放射性廃棄物の廃棄施設	II. 固体廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物保管室(I)、(II)	117	第36条 保管廃棄設備	
β ・ γ 固体廃棄物保管室					118	第36条 保管廃棄設備		
第23条	保管廃棄施設	第4回	第2編 放射性廃棄物の廃棄施設	II. 液体廃棄物の廃棄施設(中レベル廃液系、低レベル廃液系、極低レベル廃液系)	漏えい検知器、堰	108, 110, 113	第19条 溢水による損傷の防止 第41条 警報装置	
					有機廃液許容B 主配管、ポンプ、弁	114	第36条 保管廃棄設備	
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護	第3回	第1編 原子炉本体	V. 放射線遮蔽体としての炉室(S)の壁、床及び天井	炉室(S)の壁、床及び天井	15	第16条 遮蔽	
					II. その他の主要な事項(設計条件の変更がある設備)	実験棟A,B	177, 178-2	第16条 遮蔽

許可基準規則		設工認申請		設備・機号No.	技術基準規則			
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第2回	第2編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 溶液燃料貯蔵設備	容器・主配管	24-1	第26条 核燃料物質貯蔵設備	
				グローブボックス	24-1	第26条 核燃料物質貯蔵設備		
			第3編 放射性廃棄物の廃棄施設	I. 気体廃棄物の廃棄施設	槽ベント設備B	99	第15条 放射性物質による汚染の防止	
					槽ベント設備D	102	第15条 放射性物質による汚染の防止	
			第4編 放射線管理施設	I. 屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	119	第30条 計測設備	
					II. 屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタリング設備	128	第30条 計測設備
		第5編 原子炉格納施設	II. 炉室(S)換気空調設備	炉室(S)換気空調設備	133, 134, 135	第17条 換気設備 第37条 原子炉格納施設		
		第6編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. その他の主要な事項(設計変更がある設備)	共用換気空調設備	148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155	第17条 換気設備		
		第3回	第1編 原子炉本体	V. 放射線遮蔽体としての炉室(S)の壁、床及び天井	炉室(S)の壁、床及び天井	15	第16条 遮蔽	
					第2編 計測制御系統施設	V. その他の主要な事項(制御室等)	制御室	92
			第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. 主要な実験設備	可動装置物駆動装置(駆動装置、操作機器、案内管)	140	第38条 実験設備等	
		第4回	第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 棒状燃料貯蔵設備	棒状燃料収納容器	20	第26条 核燃料物質貯蔵設備	
					II. ウラン酸化物燃料貯蔵設備	ウラン酸化物燃料収納架台	27	第26条 核燃料物質貯蔵設備
					III. 使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備	コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	28	第26条 核燃料物質貯蔵設備
					ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	28	第26条 核燃料物質貯蔵設備	
			第2編 放射性廃棄物の廃棄施設	I. 気体廃棄物の廃棄施設(槽ベント設備B)	燃調グローブボックス、貯蔵グローブボックス	100	第15条 放射性物質による汚染の防止	
						II. 液体廃棄物の廃棄設備(中レベル廃液系)	中レベル廃液貯槽主配管、ポンプ、弁	107
				II. 液体廃棄物の廃棄設備(低レベル廃液系)	低レベル廃液貯槽主配管、ポンプ、弁	109	第15条 放射性物質による汚染の防止	
						II. 液体廃棄物の廃棄設備(極低レベル廃液系)	極低レベル廃液貯槽主配管、ポンプ、弁	112
				II. 液体廃棄物の廃棄設備(有機廃液系)	有機廃液貯槽B主配管、ポンプ、弁	114	第15条 放射性物質による汚染の防止	
						II. 液体廃棄物の廃棄設備	漏えい検知器、堰	108, 110, 113, 115
			第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 IIの製作等	I. 棒状燃料貯蔵設備 II	棒状燃料収納容器	21	第26条 核燃料物質貯蔵設備	
		第2編 放射線管理施設	I. 屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	120	第30条 計測設備		
					II. 屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタリング設備	128	第30条 計測設備
第26条	監視設備	第2回	第4編 放射線管理施設	I. 屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	119	第30条 計測設備	
				II. 屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタリング設備	128	第30条 計測設備	
第27条	原子炉格納施設	第2回	第5編 原子炉格納施設	I. 炉室(S)	炉室(S)	131	第37条 原子炉格納施設	
				II. 炉室(S)換気空調設備	炉室(S)換気空調設備	133, 134, 135	第37条 原子炉格納施設	
第28条	保安電源設備	棒状燃料貯蔵設備 IIの製作等	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. 非常用電源設備	非常用発電機	137	第40条 保安電源設備	
				無停電電源装置	138	第40条 保安電源設備		
第29条	実験設備等	棒状燃料貯蔵設備 IIの製作等	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. 主要な実験設備	可動装置物駆動装置(駆動装置、操作機器、案内管)	140	第38条 実験設備等	
				III. その他の主要な事項(消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	通信連絡設備	174	第38条 実験設備等	
第30条	通信連絡設備等	棒状燃料貯蔵設備 IIの製作等	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	III. その他の主要な事項(消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	通信連絡設備	174	第42条 通路連絡設備等	

STACY施設の設工認要否整理表 (1/14)

STACYの更新 (第3回申請)に係る設工認認可 (R2.11.18) からの変更箇所を示す。

技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	ロ. 試験研究用等原子炉施設的一般構造			ハ. 原子炉本体の構造及び設備														
		(1)耐震構造 機器・設備	(2)耐津波構造 機器・設備	(3)その他の主要な構造 機器・設備	(1)試験研究用等原子炉の炉心	(2)燃料体	(3)減速材及び反射材の種類	(4)原子炉容器	機器・設備				(5)放射線遮蔽体の構造	(6)その他の主要な事項					
					基本炉心 (1) (軽水を含む)	ウラン棒状燃料 (二酸化ウランペレット、被覆管)	中性子毒物添加棒状燃料 (二酸化ウランペレット、被覆管)	軽水 (減速材、反射材、制御材) (基本炉心 (1) に含む)	炉心タンク (給排水用ノズル、実験用ノズル、点検用マンホール、各種計装用ノズルを含む)	炉心タンク (スイッチングガイド管、給排水用ノズル、各種計装用ノズルを含む)	炉心タンクの内部構造物	実験装置架台	(移動支持架台)	炉室(S)の壁、床及び天井	起動用中性子源 (中性子源、中性子源駆動装置)	炉室フード (炉室フードクレーンを含む)			
		機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備				
設工認申請				第3回	第3回	ウラン棒状燃料の製作	個別に申請	第3回	第3回	なし	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第1回	第2回	
新規/既存				新規	既存設計変更	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	既存改造	新規	既存設計変更	既存移設	既存改造	既存改造	
安全施設					PS-3	PS-3	PS-3		PS-2		PS-2	PS-2				MS-3	PS-3	MS-3	MS-3
安全設備																			
第1, 2条	適用範囲、定義																		
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																		
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																		
第5条	試験研究用等原子炉施設の地震																		
第6条	地震による損傷の防止																		
第7条	津波による損傷の防止																		
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止																		
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止																		
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能																		
第11条	機能の確認等																		
第12条	材料及び構造																		
第13条	安全弁等																		
第14条	差止め弁																		
第15条	放射性物質による汚染の防止																		
第16条	遮蔽等																		
第17条	換気設備																		
第18条	適用																		
第19条	溢 (いつ) 水による損傷の防止																		
第20条	安全避難通路等																		
第21条	安全設備																		
第22条	炉心等																		
第23条	熱遮蔽材																		
第24条	二次冷却材																		
第25条	核燃料物質取扱設備																		
第26条	核燃料物質貯蔵設備																		
第27条	二次冷却材処理装置																		
第28条	冷却設備等																		
第29条	液位の保持等																		
第30条	計測設備																		
第31条	放射線管理施設																		
第32条	安全保護回路																		
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統																		
第34条	原子炉制御室等																		
第35条	廃棄物処理設備																		
第36条	暖房換気設備																		
第37条	原子炉格納施設																		
第38条	実験設備等																		
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止																		
第40条	保安電源設備																		
第41条	監視装置																		
第42条	通信連絡設備等																		

- : 当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いことを示す。
 ○ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
 ◎ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、要求事項に施設時からの変更があるが、新規制基準前の設工認で説明していることを示す。
 △ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため (もしくは他の回の申請で説明するため) 適合性説明を省略することを示す。
 × : 当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。
 ※ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、第2回申請で説明するため、適合性説明を省略する。

STACY施設の施工認要否整理表 (2/14)

技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項	二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備											
			(1) 核燃料物質取扱設備の構造			(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力								
			機器・設備			機器・設備								
			棒状燃料貯蔵設備	棒状燃料貯蔵設備 II	棒状燃料貯蔵設備 II の製作	溶液燃料貯蔵設備				粉末燃料貯蔵設備		ウラン酸化物燃料貯蔵設備	使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備	
棒状燃料収納容器	棒状燃料収納容器	(棒状燃料収納容器架台)	配管	U溶液貯槽(予備槽を含む)、U溶液校正ボット、ロックアウトボット、グローブボックス、主配管	液位計、インターロック	漏えい検知器、ドリフトレイ(グローブボックス内、貯槽室内)	サンプリング装置	Pu保管ピット、その他(収納容器)	受入エアークレーン、保管エアークレーン、その他(保管容器移動台車、貯蔵容器移送クレーン)	ウラン酸化物燃料収納架台	コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台、ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台			
施工認申請			第4回	棒状燃料貯蔵設備 II の製作	棒状燃料貯蔵設備 II の製作	第1回	第2回	第2回	第2回	なし	第2回	第2回	第4回	第4回
新規/既存			既存改造	新規	新規	既存改造	既存設計変更	既存追加	既存追加	既存	既存設計変更	既存設計変更	既存改造	既存改造
安全施設			PS-3	PS-3		PS-3	PS-3	PS-3	PS-3		PS-3	PS-3	PS-3	PS-3
安全設備														
第1、2条	適用範囲、定義													
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設													
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持													
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第6条	地震による損傷の防止	●	○	○	○	△	△	△	△	x	△	△	○	○
第7条	津波による損傷の防止	●	○	○	○	△	△	△	△	x	△	△	○	○
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○	○	○	△	△	△	△	x	△	△	○	○
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入の防止	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第11条	機能の確認等		○	○	○	△	△	△	△	x	△	△	○	○
第12条	材料及び構造		x	x	x	○	△	△	△	x	△	△	x	x
第13条	安全弁等		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第14条	逆止め弁	●	x	x	x	△	△	△	△	x	△	△	x	x
第15条	放射性物質による汚染の防止		x	x	x	△	△	△	△	x	△	△	x	x
第16条	遮蔽等	●	x	x	x	△	△	△	△	x	△	△	x	x
第17条	換気設備	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第18条	適用													
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	●	x	x	x	△※1	○	○	○	x	△	△	x	x
第20条	安全避難通路等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第21条	安全設備	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第22条	炉心等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第23条	熱遮蔽材													
第24条	二次冷却材													
第25条	核燃料物質取扱設備													
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	○	○	x	△	△	△	△	x	△	x	○	○
第27条	二次冷却材処理装置													
第28条	冷却設備等													
第29条	液位の保持等													
第30条	計測設備		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第31条	放射線管理施設		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第32条	安全保護回路	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第34条	原子炉制御室等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第35条	廃棄物処理設備	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第36条	保管廃棄設備	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第37条	原子炉貯蔵施設	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第38条	実験設備等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	●												
第40条	保安電源設備	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第41条	監視装置	●	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	x	x
第42条	通信連絡設備等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

※1: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、第2回申請で説明するため、適合性説明を省略する。
 ※2: 先行使用に当たっては、当該収納容器に貯蔵する棒状燃料は新規燃料であり、核分裂生成物の蓄積がなく遮蔽設備を要さないため、当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない。ただし、原子炉の運転に供した後の遮蔽能力については、当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。

STACY施設の設工認要否整理表 (3/14)

29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43

技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項	ホ、原子炉冷却系統施設の構造及び設備					(1)一次冷却設備 (2)二次冷却設備 (3)非常用冷却設備 (4)その他の主要な事項					機器・設備					
			ウラン硝酸水溶液	ウラン・プルトニウム混合酸化物の粉末状燃料	ウラン酸化物のペレット状燃料	使用済ウラン黒鉛混合燃料		適切な治具(棒状燃料運搬用治具)	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	計測制御系				核計装盤	
						コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料	ディスク型ウラン黒鉛混合燃料						起動系(炉周期指示計、対数計数率指示計、対数計数率記録計)	運転系線型出力系(中性子電圧箱、線型増幅回路、トリップ回路、高圧電源、線型出力指示計、線型出力記録計、ケーブル)	運転系対数出力系(炉周期指示計、対数出力記録計)	安全出力系(線型出力指示計、線型出力記録計、積分出力指示計、積分出力記録計)		核計装盤
設工認申請			なし	なし	なし	なし	なし					第3回	第3回	第3回	第3回	第3回		
新規/既存			既存	既存	既存	既存	既存					既存設計変更	既存追加	既存設計変更	既存設計変更	既存追加		
安全施設												PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3		
安全設備																		
第1、2条 適用範囲、定義																		
第3条 特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																		
第4条 廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																		
第5条 試験研究用等原子炉施設の地震	第1項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第6条 地震による損傷の防止	第2項	●	x	x	x	x	x					△	△	△	△	△		
第7条 津波による損傷の防止	第3項	●	x	x	x	x	x											
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止	第4項	●	x	x	x	x	x					○	○	○	○	○		
第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第1項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能	第2項	●	x	x	x	x	x					△	△	△	△	△		
第11条 機能の確認等	第3項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第12条 材料及び構造	第1項第1号	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第13条 安全弁等	第2項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第14条 逆止め弁	第3項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第15条 放射性物質による汚染の防止	第1項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第16条 遮蔽等	第2項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第17条 換気設備	第3項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第18条 適用	第4項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第19条 溢(いつ)水による損傷の防止	第1項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第20条 安全避難通路等	第2項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第21条 安全設備	第3項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第22条 炉心等	第4項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第23条 熱遮蔽材	第5項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第24条 二次冷却材	第6項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第25条 核燃料物質取扱設備	第7項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第26条 核燃料物質貯蔵設備	第8項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第27条 二次冷却材処理装置	第9項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第28条 冷却設備等	第10項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第29条 液位の保持等	第11項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第30条 計測設備	第12項	●	x	x	x	x	x					○	○	○	○	△		
第31条 放射線管理施設	第13項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第32条 安全保護回路	第14項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	第15項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第34条 原子炉制御室等	第16項	●	x	x	x	x	x					○	○	○	○	△		
第35条 廃棄物処理設備	第17項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第36条 暖房換気設備	第18項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第37条 原子炉格納施設	第19項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第38条 実験設備等	第20項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第39条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第21項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第40条 保安電源設備	第22項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		
第41条 監視装置	第23項	●	x	x	x	x	x					○	○	○	○	x		
第42条 通信連絡設備等	第24項	●	x	x	x	x	x					x	x	x	x	x		

STACY施設の施工認要否整理表 (4/14)

		44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	
技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	(1) 計装																
		安全保護系				その他の計装												
		起動系 (比例計数管、前置増幅器、主増幅回路、対数計数率回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)	運転系対出力系 (中性子電離箱、対数増幅回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)	安全出力系 (中性子電離箱、線型増幅回路、積分回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)	検出器配置 用治具	最大給水制限スイッチ (素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む)	給水停止 スイッチ (素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む)	排水開始 スイッチ (素子を含む)	炉室(S) 放射線量 率計	炉下室(S) 放射線量 率計	サーボ型 水位計	高速流量計 及び低流速 量計	炉心温度計	ダンプ槽 温度計	ダンプ槽 電導度計	プロセス計装の ケーブル (ただし、PS-3 のものに限る)	監視操作盤 (指示計、記録計、操作器、表示器、スイッチ、警報器等を含む)	
施工認申請		第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回
新規/既存		既存 設計変更	既存 設計変更	既存 設計変更	新規	新規	新規	新規	既存 追加	既存 追加	新規	新規	新規	新規	新規	新規/既存	既存 設計変更	
安全施設		MS-2	MS-2	MS-2		MS-2	PS-2	MS-2	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3		PS-2	
安全設備		● (口)	● (口)	● (口)		● (口)	●	●										
第1、2条	適用範囲、定義																	
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																	
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																	
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第6条	地震による損傷の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第7条	津波による損傷の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第11条	機能の確認等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第12条	材料及び構造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第13条	安全弁等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第14条	逆止め弁	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第15条	放射性物質による汚染の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第16条	遮蔽等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第17条	換気設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第18条	通用																	
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第20条	安全避難通路等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第21条	安全設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第22条	炉心等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第23条	熱遮蔽材	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第24条	二次冷却材	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第25条	核燃料物質取扱設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第27条	二次冷却材処理装置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第28条	冷却設備等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第29条	液位の保持等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第30条	計測設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第31条	放射線管理施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第32条	安全保護回路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第34条	原子炉制御室等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第35条	廃棄物処理設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第36条	保管廃棄設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第37条	原子炉格納施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第38条	実験設備等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第40条	保安電源設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第41条	監視装置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第42条	通信連絡設備等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

STACY施設の設計認否整理表 (5/14)

60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78

技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項	へ、計測制御系統施設の構造及び設備																
			(2) 安全保護回路						(3) 制御設備										
			機器・設備						機器・設備										
			盤 (モニター盤)	盤 (炉室線量率計盤)	原子炉停止回路 (ケーブル、電線管を含む)		その他主要な安全保護回路		制御材				給排水系				排水系		
		原子炉停止回路 (スクラム回路、スクラム遮断器、監視装置)	安全保護系盤	スクラム遮断器盤	主電源盤	安全板 (中性子吸収材(カドミウム)、被覆材)	高速給水ポンプ	高速給水吐出弁	高速流量調整弁	高速給水バイパス弁	低速給水ポンプ	低速給水吐出弁	低速流量調整弁	低速給水バイパス弁	急速排水弁	通常排水弁	主配管	ダンプ槽 (各種ノズルを含む)	
第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	
新規/既存	新規/既存	新規/既存	新規/既存	新規/既存	新規/既存	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	
安全施設	PS-3	PS-3	MS-2	MS-2	MS-2	MS-2	MS-2	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-2, MS-2	PS-2, MS-2	PS-2	MS-2	PS-3, MS-3	PS-3, MS-3	MS-3
安全設備	● (口)																		
第1、2条	適用範囲、定義																		
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																		
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																		
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第6条	地震による損傷の防止	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第7条	津波による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入の防止	●	x	x	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第11条	機能の確認等		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第12条	材料及び構造		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第13条	安全弁等		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第14条	遮止め弁	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第15条	放射性物質による汚染の防止		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第16条	遮蔽等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第17条	換気設備	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第18条	適用		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	●	x	x	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x
第20条	安全避難通路等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第21条	安全設備	●	x	x	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○
第22条	炉心等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第23条	熱遮蔽材		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第24条	二次冷却材		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第25条	核燃料物質取扱設備		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第27条	二次冷却材処理装置		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第28条	冷却設備等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第29条	液位の保持等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第30条	計測設備	●	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第31条	放射線管理施設	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第32条	安全保護回路	●	x	x	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第34条	原子炉制御室等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第35条	廃棄物処理設備	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第36条	保管廃棄設備	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第37条	原子炉格納施設	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第38条	実験設備等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第40条	保安電源設備	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第41条	監視装置	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第42条	通信連絡設備等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

STACY施設の設工認否整理表 (6/14)

		79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96			
技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項									(4) 非常用制御設備	(5) その他の主要な事項										
		安全駆動装置			ガイドピン	炉下室 (S) の環	未臨界板	電気ヒータ (炉心タンク、給水系、ダンプ槽)	ダンプ槽水位計 (反応度添加停止インターロックに含む)	ダンプ槽受入弁、引出弁 (起動インターロックに含む)	機器・設備	機器・設備										
		上限位置検出器、下限位置検出器、電磁石、アンプオーバー	ファイヤ	MS-2								インターロック			警報回路 (警音器を含む)			制御室	安全スイッチ (停止確認の表示装置を含む) (安全保護回路に含む)	緊急停止 (手動スクラム) ボタン (安全保護回路に含む)	地震感知器 (安全保護回路に含む)	非常用電源系低電圧継電器、高圧電圧監視回路 (安全保護回路に含む)
												起動インターロック	運転制御用インターロック (反応度添加停止インターロック、排水開始インターロック)	盤	盤	盤						
設工認申請		第3回	なし	第3回	なし	第3回	なし	第3回	第3回		第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回		
新規/既存		新規	新規	新規	既存 変更なし	新規	新規	新規	既存 改造		既存 改造	既存 改造	既存 改造	既存 改造	既存 追加	既存 追加	既存 追加	既存 追加	既存 追加	既存 追加		
安全施設		MS-2		MS-2							PS-3	PS-3	PS-3		MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	PS-3			
安全設備		● (口)		● (口)																		
第1、2条	適用範囲、定義																					
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																					
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																					
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第6条	地震による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第7条	津波による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入の防止	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第11条	機能の確認等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第12条	材料及び構造		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第13条	安全弁等		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第14条	逆止め弁	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第15条	放射性物質による汚染の防止		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第16条	遮蔽等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第17条	換気設備		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第18条	適用		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第19条	溢 (いつ) 水による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第20条	安全避難通路等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第21条	安全設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第22条	炉心等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第23条	熱遮蔽材		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第24条	二次冷却材		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第25条	核燃料物質取扱設備		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第27条	二次冷却材処理装置		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第28条	冷却設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第29条	液位の保持等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第30条	計測設備		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第31条	放射線管理施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第32条	安全保護回路	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第34条	原子炉制御室等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第35条	廃棄物処理設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第36条	保管廃棄設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第37条	原子炉格納施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第38条	実験設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第40条	保安電源設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第41条	警報装置	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	
第42条	通信連絡設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

STACY施設の設工認要否整理表 (7/14)

		97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110		
技術基準規則の事項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備															
		(1) 気体廃棄物の廃棄施設												(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
		機器・設備															
		槽ベント設備B					槽ベント設備D		気体廃棄物処理設備					中レベル廃液系			低レベル廃液系
遮蔽層の位置検出器 (安全保護回路を含む)		配管	ブロウ (予備機を含む)、NO ₂ 洗浄塔、オフガス洗浄塔、デミスタ、ベント加熱器、フィルタ、主配管	燃焼グローブボックス、貯蔵グローブボックス		配管	ブロウ (予備機を含む)、フィルタ、加熱器、主配管	洗浄塔、加熱器、ブロウ (予備機を含む)、フィルタ (I)、フィルタ (II)、デミスタ、気体廃棄物処理グローブボックス、主配管	ベントガス送風機 (予備機を含む)、フード	配管	排気筒	中レベル廃液貯槽、主配管、ポンプ、弁		漏えい検知器、罐	低レベル廃液貯槽、配管、ポンプ、弁		漏えい検知器、罐
工認申請		第3回	第1回	第2回	第4回	第1回	第2回	第2回	個別に申請	TRACY施設系統隔離	第2回	第4回	第4回	第4回	第4回		
新規/既存		既存追加	既存改訂	既存設計変更	既存設計変更	既存改訂	既存設計変更	既存設計変更	新規	既存改訂	既存設計変更	既存設計変更	既存追加	既存追加	既存追加		
安全施設		PS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3		
安全設備																	
第1条	適用範囲、定義																
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																
第5条	試験研究用等原子炉施設の地震	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第6条	地震による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第7条	津波による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能																
第11条	機能の確認等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第12条	材料及び構造	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第13条	安全弁等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第14条	逆止め弁	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第15条	放射性物質による汚染の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第16条	遮蔽等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第17条	換気設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第18条	適用																
第19条	溢 (いつ) 水による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第20条	安全避難通路等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第21条	安全設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第22条	炉心等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第23条	熱遮蔽材																
第24条	二次冷却材																
第25条	核燃料物質取扱設備																
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第27条	二次冷却材処理装置																
第28条	冷却設備等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第29条	液位の保持等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第30条	計測設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第31条	放射線管理施設	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第32条	安全保護回路	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第34条	原子炉制御室等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第35条	廃棄物処理設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第36条	暖管廃棄設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第37条	原子炉格納施設	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第38条	実験設備等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第40条	保安電源設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第41条	監視装置	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第42条	通信連絡設備等	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

STACY施設の設工認要否整理表 (8/14)

111 112 113 114 115 116 116-1 117 118 119 120 121 122

技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項	(3) 固体廃棄物の廃棄設備										(1) 屋内管理用の主要な設備の種類			
			機器・設備					機器・設備					放射線監視設備			
			極低レベル廃液系		有機廃液系			封缶装置	固体廃棄物取扱室	固体廃棄物保管室(Ⅰ)、(Ⅱ)	β・γ固体廃棄物保管室	作業環境モニタリング設備				
			配管	極低レベル廃液貯槽、極低レベル廃液一時貯槽、排水槽(Ⅰ)、(Ⅱ)、サンピット、配管、ポンプ、弁	漏えい検知器、堰	有機廃液貯槽B、主配管、ポンプ、弁	漏えい検知器、堰					室内モニタ(ダストモニタ、ガスモニタ)、放射線エリアモニタ(ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ)、監視盤	放射線エリアモニタ(ガンマ線エリアモニタ)、監視盤	室内モニタ(ダストサンプリング配管)	放射線サーベイ設備(サーベイメータ)	
設工認申請			第1回	第4回	第4回	第4回	第4回	なし	なし	第2回	第2回	第2回	第2回	特殊燃料貯蔵設備Ⅱの製作	なし	なし
新規/既存			既存改造	既存追加	既存追加	既存設計変更	既存追加	既存変更なし	既存変更なし	既存追加	既存追加	既存改造	既存改造	既存改造	既存変更なし	既存変更なし
安全施設			PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3			PS-3	PS-3	MS-3	MS-3			
安全設備																
第1、2条	適用範囲、定義															
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設															
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持															
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第6条	地震による損傷の防止	●	△	△	○	△	○	x	△	△	△	△	△	x	x	x
第7条	津波による損傷の防止	●	△	△	○	△	○	x	△	△	△	△	△	x	x	x
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	△	△	○	△	○	x	△	△	△	△	△	x	x	x
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第11条	機能の確認等		△	△	△	△	△	x	△	○	○	△	△	x	x	x
第12条	材料及び構造		○	△	x	△	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第13条	安全弁等		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第14条	逆止め弁	●	△	△	△	△	△	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第15条	放射性物質による汚染の防止		△	△	△	△	△	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第16条	遮蔽等	●	△	△	△	△	△	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第17条	換気設備		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第18条	適用															
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第20条	安全避難通路等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第21条	安全設備		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第22条	炉心等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第23条	熱遮材															
第24条	二次冷却材															
第25条	核燃料物質取扱設備															
第26条	核燃料物質貯蔵設備		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第27条	二次冷却材処理装置															
第28条	冷却設備等															
第29条	液位の保持等	●														
第30条	計測設備		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第31条	放射線管理施設		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第32条	安全保護回路	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第34条	原子炉制御室等		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第35条	廃棄物処理設備		△	△	△	△	△	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第36条	配管廃棄設備	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第37条	原子炉格納施設	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第38条	実験設備等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	●														
第40条	保安電源設備		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第41条	監視装置	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第42条	通信連絡設備等	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

※1: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、第4回申請で説明するため、適合性説明を省略する。

STACY施設の設工認要否整理表 (9/14)

123 124 125 126 127 128 129 130

技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項	(2) 屋外管理用の主要な設備の種類							
			放射線管理関係設備					機器・設備		気象観測設備
			出入管理設備	汚染管理設備 更衣室、シャワー室、 手洗い、ハンドフット クロスモニタ	放射能測定設備 (試料測定室)	個人被ばく管理設備 個人線量計	放射線防護設備 防護用機器(防護衣、呼吸 保護器具等)、汚染除去 用機材	排気筒モニタリング設備		
								排気筒ガスモニタ、 排気筒ダストモニタ、監視盤	ダストサンプリング配管	
設工認申請		なし	なし	なし	なし	なし	第2回	なし	なし	
新規/既存		既存 変更なし	既存 変更なし	既存 変更なし	既存 変更なし	既存 変更なし	既存 改造	既存 変更なし	既存 変更なし	
安全施設							MS-3			
安全設備										
第1、2条	適用範囲、定義									
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設									
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持									
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	●	×	×	×	×	×	×	×	
第6条	地震による損傷の防止	第1項	×	×	×	×	×	△	×	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	
第7条	津波による損傷の防止	第1項	●	×	×	×	×	○	×	
		第2項	●	×	×	×	×	○	×	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	×	×	×	×	○	×	
		第2項	●	×	×	×	×	○	×	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第1項	●	×	×	×	×	×	×	
		第2項	●	×	×	×	×	×	×	
		第3項	●	×	×	×	×	×	×	
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	第1項	×	×	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	△	×	
第11条	機能の確認等	第1項	×	×	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	×	×	
		第3項	×	×	×	×	×	×	×	
第12条	材料及び構造	第1項第1号	×	×	×	×	×	×	×	
		第1項第2号	×	×	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	×	×	
第13条	安全弁等	第1項	×	×	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	×	×	
		第3項	×	×	×	×	×	×	×	
第14条	逆止め弁	第1項	●	×	×	×	×	×	×	
		第2項	●	×	×	×	×	×	×	
		第3項	●	×	×	×	×	×	×	
第15条	放射性物質による汚染の防止	第1項	×	×	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	×	×	
		第3項	×	×	×	×	×	×	×	
		第4項	×	×	×	×	×	×	×	
第16条	遮蔽等	第1項	●	×	×	×	×	×	×	
		第2項第1号	×	×	×	×	×	×	×	
		第2項第2号	×	×	×	×	×	×	×	
第17条	換気設備	第1号	×	×	×	×	×	×	×	
		第2号	●	×	×	×	×	×	×	
		第3号	×	×	×	×	×	×	×	
		第4号	×	×	×	×	×	×	×	
第18条	適用									
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	第1項	●	×	×	×	×	×	×	
		第2項	●	×	×	×	×	×	×	
第20条	安全避難通路等	第1号	●	×	×	×	×	×	×	
		第2号	●	×	×	×	×	×	×	
		第3号	●	×	×	×	×	×	×	
第21条	安全設備	第1号	●	×	×	×	×	×	×	
		第2号	●	×	×	×	×	×	×	
		第3号	●	×	×	×	×	×	×	
		第4号	●	×	×	×	×	×	×	
		第5号	●	×	×	×	×	×	×	
		第6号	●	×	×	×	×	×	×	
第22条	炉心等	第1項	●	×	×	×	×	×	×	
		第2項	●	×	×	×	×	×	×	
		第3項	×	×	×	×	×	×	×	
第23条	熱遮蔽材	第1号	—	—	—	—	—	—	—	
		第2号	—	—	—	—	—	—	—	
第24条	二次冷却材	第1号	—	—	—	—	—	—	—	
		第2号	—	—	—	—	—	—	—	
		第3号	—	—	—	—	—	—	—	
		第4号	—	—	—	—	—	—	—	
		第5号	—	—	—	—	—	—	—	
		第6号	—	—	—	—	—	—	—	
		第7号	—	—	—	—	—	—	—	
		第8号	●	—	—	—	—	—	—	
第25条	核燃料物質取扱設備	第1号	—	—	—	—	—	—	—	
		第2号	—	—	—	—	—	—	—	
		第3号	—	—	—	—	—	—	—	
		第4号	—	—	—	—	—	—	—	
		第5号	—	—	—	—	—	—	—	
		第6号	—	—	—	—	—	—	—	
		第7号	—	—	—	—	—	—	—	
		第8号	●	—	—	—	—	—	—	
第26条	核燃料物質貯蔵設備	第1項第1号	●	×	×	×	×	×	×	
		第1項第2号	●	×	×	×	×	×	×	
		第1項第3号	●	×	×	×	×	×	×	
		第2項第1号	●	×	×	×	×	×	×	
		第2項第2号	●	×	×	×	×	×	×	
		第2項第3号	●	×	×	×	×	×	×	
		第2項第4号	●	×	×	×	×	×	×	
		第2項第5号	●	×	×	×	×	×	×	
第27条	一次冷却材処理装置	第1項	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	—	—	—	—	—	—	—	
		第4項	—	—	—	—	—	—	—	
		第5項	—	—	—	—	—	—	—	
第28条	冷却設備等	第1項第1号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第2号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第3号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第4号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第5号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第6号	●	—	—	—	—	—	—	
第29条	液位の保持等	第1項	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	
		第3項	—	—	—	—	—	—	—	
第30条	計測設備	第1項第1号	×	×	×	×	×	×	×	
		第1項第2号	×	×	×	×	×	×	×	
		第1項第3号	×	×	×	×	×	×	×	
		第1項第4号	×	×	×	×	×	×	×	
第31条	放射線管理施設	第1号	●	×	×	×	×	○	×	
		第2号	×	×	×	×	×	×	×	
		第3号	×	×	×	×	×	×	×	
第32条	安全保護回路	第1号	●	×	×	×	×	×	×	
		第2号	●	×	×	×	×	×	×	
		第3号	●	×	×	×	×	×	×	
		第4号	●	×	×	×	×	×	×	
		第5号	●	×	×	×	×	×	×	
		第6号	●	×	×	×	×	×	×	
		第7号	●	×	×	×	×	×	×	
		第8号	●	×	×	×	×	×	×	
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第1項第1号	×	×	×	×	×	×	×	
		第1項第2号	●	×	×	×	×	×	×	
		第2項第1号	●	×	×	×	×	×	×	
		第2項第2号	×	×	×	×	×	×	×	
		第2項第3号	×	×	×	×	×	×	×	
		第2項第4号	×	×	×	×	×	×	×	
		第3項	×	×	×	×	×	×	×	
		第4項第1号	×	×	×	×	×	×	×	
		第4項第2号	×	×	×	×	×	×	×	
		第4項第3号	●	×	×	×	×	×	×	
第34条	原子炉制御室等	第1項	●	×	×	×	×	×	×	
		第2項	●	×	×	×	×	×	×	
		第3項	●	×	×	×	×	×	×	
		第4項	×	×	×	×	×	×	×	
第35条	廃棄物処理設備	第1項第1号	×	×	×	×	×	×	×	
		第1項第2号	×	×	×	×	×	×	×	
		第1項第3号	×	×	×	×	×	×	×	
		第1項第4号	×	×	×	×	×	×	×	
		第1項第5号	×	×	×	×	×	×	×	
		第1項第6号	×	×	×	×	×	×	×	
第36条	配管廃棄設備	第1項第7号	●	×	×	×	×	×	×	
		第2項第1号	×	×	×	×	×	×	×	
		第2項第2号	×	×	×	×	×	×	×	
		第2項第3号	●	×	×	×	×	×	×	
		第1項第1号	●	×	×	×	×	×	×	
		第1項第2号	●	×	×	×	×	×	×	
第37条	原子炉格納施設	第1号	●	×	×	×	×	×	×	
		第2号	×	×	×	×	×	×	×	
		第3号	×	×	×	×	×	×	×	
第38条	実験設備等	第1号	●	×	×	×	×	×	×	
		第2号	●	×	×	×	×	×	×	
		第3号	●	×	×	×	×	×	×	
		第4号	●	×	×	×	×	×	×	
		第5号	●	×	×	×	×	×	×	
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	●	—	—	—	—	—	—		
第40条	保安電源設備	第1項	×	×	×	×	×	×	×	
		第2項	×	×	×	×	×	×	×	
		第3項	●	×	×	×	×	×	×	
第41条	監視装置	●	×	×	×	×	△	×		
第42条	通信連絡設備等	第1項	●	×	×	×	×	×	×	
		第2項	●	×	×	×	×	×	×	

STACY施設の設計認否整理表 (10/14)

		131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142
		リ、原子炉格納施設の構造及び設備					(2)設計圧力及び設計温度並びに漏えい率	(1)非常用電源設備の構造			(2)主要な実験設備の構造		
技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号 新規要求事項	(1)構造					機器・設備	機器・設備			機器・設備		
		その他の主要事項						非非常用電源機 (主燃料槽、燃料小出槽、空気槽、不足電圧継電器、保護継電器、ケーブル等を含む)	無停電電源装置 (整流器、蓄電池、静止型インバータ装置、保護継電器、ケーブル等を含む)	無停電電源装置を設置する電気室の換気設備	実験用装置		
		炉室(S)換気空調設備									可動装置物 駆動装置 (駆動装置、操作機器、案内管)	可溶性中性子 吸収材 (基本炉心 (1)を含む)	固定吸収体、構造材模擬 体、テプリ構造材模擬 体、ポイド模擬体、燃料 試料挿入管、内挿管
		炉室(S)	炉室(S)第2排気系 (排気ダクト)	炉室(S)給気系(空調器、送風機、給気主ダクト、弁)	炉室(S)第1排気系(常用排風機、補助排風機、排気フィルタユニット、排気主ダクト、弁)	炉室(S)第2排気系(常用排風機、補助排風機、排気フィルタユニット、排気主ダクト、弁)							
工認申請		第2回	第1回	第2回	第2回	第2回	棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作			個別に申請			
新規/既存		既存 設計変更	既存 改造	既存 設計変更	既存 設計変更	既存 設計変更	棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作			個別に申請			
安全施設		MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3			PS-3			
安全設備		MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3			PS-3			
第1条	適用範囲、定義												
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設												
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持												
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第6条	地震による損傷の防止	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第7条	津波による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能												
第11条	機能の確認等												
第12条	材料及び構造												
第13条	安全弁等												
第14条	逆止め弁												
第15条	放射性物質による汚染の防止												
第16条	遮蔽等												
第17条	換気設備												
第18条	適用												
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止												
第20条	安全避難通路等												
第21条	安全設備												
第22条	炉心等												
第23条	熱遮蔽材												
第24条	二次冷却材												
第25条	核燃料物質取扱設備												
第26条	核燃料物質貯蔵設備												
第27条	二次冷却材処理装置												
第28条	冷却設備等												
第29条	液位の保持等												
第30条	計測設備												
第31条	放射線管理施設												
第32条	安全保護回路												
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統												
第34条	原子炉制御室等												
第35条	廃棄物処理設備												
第36条	暖房換気設備												
第37条	原子炉格納施設												
第38条	実験設備等												
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止												
第40条	保安電源設備												
第41条	監視装置												
第42条	通信連絡設備等												

※1: 当該条項の要求事項に適合する設備であるが、第2回申請で説明するため、適合性説明を省略する。
 ※2: 機器種別が「-」であるため、当該条項は適用外である。

143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153

Table with columns for technical standards (e.g., 1.2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42), item numbers (項・号), and specific equipment/requirements (e.g., 実験棟A建家換気空調装置, 実験棟Aグループボックス換気装置, etc.).

※1: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、第2回申請で説明するため、適合性説明を省略する。
※3: 機器種別が「-」であるため、当該条項は適用外である。

STACY施設の設工認要否整理表 (12/14)

		154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164
		又、その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備										
		(4) その他主要な事項										
		機器・設備										
		その他										
技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項			分析設備			プロセス冷却設備		真空設備		圧縮空気設備
		実験棟Bグローブボックス換気装置	実験棟Bフード換気装置	外気処理装置 (プレフィルタ、塩素防止フィルタ、高性能フィルタ)	グローブボックス	グローブボックス	分析機器	密閉式熱交換器、冷却水循環ポンプ、放射能モニタ、配管、弁	熱交換機	真空ポンプ、ベントコンデンサ、気液分離槽、パフアブソルバ、封液槽、ドレンポット、封液循環ポンプ、自動弁	配管	非常用空気圧縮機、常用空気圧縮機、アフタークーラ、フィルタ、除湿器、主空気槽、エアラインスリーブ用空気槽、遮断弁
		実験棟Bグローブボックス第1、第2排気系 (排気フィルタユニット、常用排風機、補助排風機、ダンパ)	実験棟Bフード第1、第2排気系 (排気フィルタユニット、常用排風機、補助排風機、ダンパ)									
設工認申請		第2回	第2回	第2回	第1回	第2回	なし	第4回	なし	第2回	TRACY施設系統隔離	第2回
新規/既存		既存設計変更	既存設計変更	既存設計変更	既存改造	既存設計変更	既存変更なし	既存追加	既存変更なし	既存設計変更	既存改造	既存設計変更
安全施設		MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	PS-3		PS-3		PS-3		PS-3
安全設備												
第1、2条	適用範囲、定義											
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持											
第5条	試験研究用等原子炉施設の地震	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第6条	地震による損傷の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第7条	津波による損傷の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第11条	機能の確認等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第12条	材料及び構造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第13条	安全弁等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第14条	逆止め弁	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第15条	放射性物質による汚染の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第16条	遮蔽等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第17条	換気設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第18条	適用											
第19条	溢 (いつ) 水による損傷の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第20条	安全避難通路等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第21条	安全設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第22条	炉心等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第23条	熱遮蔽材	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第24条	二次冷却材	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第25条	核燃料物質取扱設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第27条	二次冷却材処理装置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第28条	冷却設備等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第29条	液位の保持等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第30条	計測設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第31条	放射線管理施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第32条	安全保護回路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第34条	原子炉制御室等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第35条	廃棄物処理設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第36条	配管廃棄設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第37条	原子炉格納施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第38条	実験設備等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第40条	保安電源設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第41条	監視装置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第42条	通信連絡設備等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※1: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、第2回申請で説明するため、適合性説明を省略する。
 ※2: 機器種別が「-」であるため、当該条項は適用外である。

技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項	消火設備		ホット分析機器試験設備		アルファ化学実験設備		燃取補助設備		安全避難通路等 (安全避難通路、保安灯、非常用照明灯、誘導灯、仮設照明等(蓄電池内蔵可搬式仮設照明、懐中電灯))
			自動火災報知設備(感知器、発信器、受信器)、屋内外消火栓設備(工業用水受槽、電動消火ポンプ、消火ポンプ起動装置、屋内外消火栓)、連結散水設備(消防ポンプ車送水接続口、配管設備)、消火器	ハロゲン化物消火設備(ハロンボンベ、噴射配管、起動装置、警報装置)	グローブボックス	分析機器	グローブボックス	抽出試験装置(ミキサセトラ)、恒温槽、フラスコ、分析機器	蒸発缶給液槽、蒸発缶、精留塔、回収槽、回収水槽、その他(濃縮液受槽、グローブボックス、主配管)	配管	
			TRACY施設 系統隔離	TRACY施設 系統隔離							
竣工申請			種状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	なし	第2回	なし	第2回	なし	第2回	TRACY施設 系統隔離	種状燃料貯蔵設備Ⅱの製作
新規/既存			既存追加	既存変更なし	既存設計変更	既存変更なし	既存設計変更	既存変更なし	既存設計変更	既存改造	既存追加
安全施設			MS-3		PS-3		PS-3		PS-3		MS-3
安全設備											
第1、2条	適用範囲、定義										
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設										
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持										
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第6条	地震による損傷の防止	●	○	×	△	×	△	×	△	×	○
第7条	津波による損傷の防止	●	○	×	×	×	×	×	×	×	○
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○	×	○	×	○	×	○	×	○
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能										
第11条	機能の確認等	●	○	×	△	×	△	×	△	×	○
第12条	材料及び構造										
第13条	安全弁等										
第14条	逆止め弁	●	×	×	△	×	△	×	△	×	×
第15条	放射性物質による汚染の防止										
第16条	遮蔽等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第17条	換気設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第18条	通用										
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第20条	安全避難通路等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○
第21条	安全設備	●	○	×	×	×	×	×	×	×	×
第22条	炉心等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第23条	熱遮材										
第24条	二次冷却材										
第25条	核燃料物質取扱設備										
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第27条	二次冷却材処理装置										
第28条	冷却設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第29条	液位の保持等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第30条	計測設備										
第31条	放射線管理施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第32条	安全保護回路	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第34条	原子炉制御室等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	△
第35条	廃棄物処理設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第36条	配管廃棄設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第37条	原子炉格納施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第38条	実験設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第40条	保安電源設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第41条	監視装置	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第42条	通信連絡設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×

STACY施設の設工認要否整理表 (14/14)

174 175 176 177 178-1 178-2 178-3 179 180 181-1 181-2 181-3

技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項	設工認要否													
			実験棟 A (炉室(S)、炉下室(S)、制御室、燃取室、実験室(I)及び(II)、排気機械室(A)、電気室(I)及び(II)、溶液貯蔵室-1~3、U保管室、気体廃棄物処理室、機材保管室、補助機械室、給気機械室等)				実験棟 B (固体廃棄物保管室、廃液処理室、分析室、燃取附属室、排気機械室(B)、廃液処理室、廃液貯蔵室、補助機械室、サンプリングプロア室、β・γ固体廃棄物保管室、給気機械室、トラックロック等)				避雷設備 避雷針(実験棟、排気筒)		エアライズ スーツ		防護柵	
			特状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	耐震改修	特状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	第3回	第2回	第3回	第4回	第4回	なし	特状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	第2回	第3回		
設工認申請			既存追加	既存改修	既存設計変更	既存設計変更	既存追加	既存設計変更	既存追加	既存追加	なし	既存追加	既存追加	既存追加		
安全施設			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3							
安全設備																
第1、2条 適用範囲、定義																
第3条 特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																
第4条 廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																
第5条 試験研究用等原子炉施設の地盤		●	×	○	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×		
第6条 地震による損傷の防止	第1項	●	○	○	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×		
第7条 津波による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×		
第9条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第1項	●	×	△	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○		
第10条 試験研究用等原子炉施設の機能	第1項		×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第11条 機能の確認等	第1項		○	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×		
第12条 材料及び構造	第1項第1号		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第13条 安全弁等	第1項		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第14条 逆止め弁	第1項	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第15条 放射性物質による汚染の防止	第1項		×	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×		
第16条 遮蔽等	第1項	●	×	△	×	○	△	△	△	×	×	×	×	×		
第17条 換気設備	第1号		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第18条 適用																
第19条 溢(いつ)水による損傷の防止	第1項	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第20条 安全避難通路等	第1号	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第21条 安全設備	第1号	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第22条 炉心等	第1項	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第23条 熱遮蔽材	第1号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第24条 二次冷却材	第1号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第25条 核燃料物質取扱設備	第1号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第26条 核燃料物質貯蔵設備	第1項第1号	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第27条 二次冷却材処理装置	第1項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第28条 冷却設備等	第1項第1号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第29条 液位の保持等	第1項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第30条 計測設備	第1項第1号		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第31条 放射線管理施設	第1項	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第32条 安全保護回路	第1号	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第33条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	第1項第1号	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第34条 原子炉制御室等	第1項	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第35条 廃棄物処理設備	第1項第1号		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第36条 排気廃棄設備	第1項	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第37条 原子炉格納施設	第1号	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第38条 実験設備等	第1号	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第39条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第40条 保安電源設備	第1項		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第41条 監視装置	第1項	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第42条 通信連絡設備等	第1項	●	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		

※1: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、第3回申請で説明するため、適合性説明を省略する。

設備・機器の設工認申請を要しない理由について

機器・設備 No.	機器・設備名	設工認申請を要しない理由
10	炉心タンク (スイッチガイド管)	当該ガイド管は、以下のとおり、それ自身は安全機能を有しておらず、また耐震強度も期待していないため、技術基準規則の適合性確認は不要である。 ・当該ガイド管は、1本の駆動軸に独立2系統の素子を装備する最大給水制限スイッチ等について、駆動軸の屈曲という単一故障により独立2系統の素子が同時に機能喪失しないように設置するものである。 ・具体的には、地震等の外力により最大給水制限スイッチの駆動軸が変形した場合は、起動前点検のゼロ点調整等において、駆動モータの過負荷により異常を検知でき、不安全な状態での原子炉運転を防止することができる。 ・当該ガイド管は炉心の外側に設置する。当該ガイド管が万一破損した場合でも、炉心は、適切な耐震強度を有する格字板フレームにより保護されるため、波及的影響を受けるおそれはない。
	炉心タンク (給排水用ノズルの異物混入防止対策)	当該異物混入防止対策は、給排水系配管に異物が混入することがないよう、炉心タンクの給排水用ノズルに一般的なストレーナーを設置するものであり、それ自身は安全機能を有していないため、技術基準規則の適合性確認は不要である。
25	サンプリング装置	サンプリング装置はグローブボックス内に設置しており、溶液燃料の閉じ込め管理は、当該グローブボックスで担保される。
29	ウラン硝酸水溶液	溶液系STACYで使用した溶液燃料であり、溶液燃料貯蔵設備において貯蔵管理のみを行う。STACYでは使用しない燃料であるため、技術基準規則の適合性確認は不要である。 なお、当該燃料の ²³⁵ U濃縮度及びU量は、当該燃料を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備の未臨界計算において適切に考慮する。
30	ウラン・プルトニウム混合酸化物の粉末状燃料	溶液系STACYで使用する計画であった燃料であり、粉末燃料貯蔵設備において貯蔵管理のみを行う。STACYでは使用しない燃料であるため、技術基準規則の適合性確認は不要である。 なお、当該燃料の ²³⁵ U濃縮度及びU量は、当該燃料を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備の未臨界計算において適切に考慮する。
31	ウラン酸化物のペレット状燃料	溶液系STACYで使用する計画であった燃料であり、ウラン酸化物燃料貯蔵設備において貯蔵管理のみを行う。STACYでは使用しない燃料であるため、技術基準規則の適合性確認は不要である。 なお、当該燃料の ²³⁵ U濃縮度及びU量は、当該燃料を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備の未臨界計算において適切に考慮する。
32, 33	使用済ウラン黒鉛混合燃料 (コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料、ディスク型ウラン黒鉛混合燃料)	VHTRC施設から引き渡された燃料であり、使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備において貯蔵管理のみを行う。STACYでは使用しない燃料であるため、技術基準規則の適合性確認は不要である。 なお、当該燃料の ²³⁵ U濃縮度及びU量は、当該燃料を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備の未臨界計算において適切に考慮する。
34	適切な治具 (棒状燃料運搬用治具)	・設置変更許可申請書に記載のとおり、STACY施設は核燃料物質取扱施設を必要としないため、当該運搬用治具は、安全機能を有しておらず、技術規則において要求事項はない。 ・下部規定 (運転手引等) において、炉心タンクへの棒状燃料装荷作業時は当該運搬用治具を使用する旨を定める。
58	プロセス計装のケーブル (ただし、PS-3のものに限る)	・当該設備は、安全設備に該当しないため、技術基準規則第21条 (安全設備) に係る適合性確認は不要である。 ・その他条項 (技術基準規則第6条: 地震による損傷の防止、第8条: 外部からの衝撃による損傷の防止、第11条: 機能の確認等) は、プロセス計装の適合性説明に包含されることから、個別の適合性確認は不要である。
80	安全板駆動装置のワイヤ	STACYの安全板駆動装置のスクラム時駆動方式は「重力による自然落下」であり、ワイヤは原子炉停止機能に寄与しない。このため、技術基準規則の適合性確認は不要である。
82	炉下室 (S) の堰	以下のとおり軽水は放射性物質を内包していないため、技術基準規則第19条第2項の適合性確認は不要である。 ・設置変更許可申請書添付書類十に記載のとおり、原子炉運転中に燃料破損は起こらない。 ・原子炉停止中の棒状燃料取扱作業は、炉心タンク内に軽水がない状態で実施されるため、棒状燃料の落下等による機械的破損を想定しても、放射性物質が軽水に混入するおそれはない。
84	電気ヒータ (炉心タンク、給水系、ダンプ槽)	当該設備は、安全機能を有さず、また、故障した場合でも、STACY施設の安全性に影響はないことから、技術基準規則の適合性確認は不要である。 (ヒータの故障時影響評価については、設工認第3回申請の添付書類Ⅲ-9-2「反応度制御についての説明書」のうち参考資料「ダンプ槽加熱ヒータ等の故障時影響評価」を参照)
116	封缶装置	当該設備は、固体廃棄物を収納した鋼製容器を封缶するためのものであり、それ自身は安全機能を有していないため、技術基準規則条項に要求事項がないため。 なお、技術基準規則第26条 (保管廃棄設備) の要求事項 (放射性廃棄物が漏えいし難い構造、汚染が広がらない構造) は、鋼製容器、固体廃棄物保管室で担保される。
116-1	固体廃棄物取扱室	実験棟Bの適合性説明に包含されることから、個別の適合性確認は不要である。
121	室内モニタ (ダストサンプリング配管)	B-DBA対応設備であり、低出力炉であるSTACYでは技術基準規則の適合性確認は不要である。
129	ダストサンプリング配管	

機器・設備 No.	機器・設備名	設工認申請を要しない理由
122	放射線サーベイ設備(サーベイメータ)	一般汎用品であり、技術基準規則に要求事項がないため。
123	出入管理設備	
124	汚染管理設備(更衣室、シャワー室、手洗い、ハンドフットクロスモニタ)	
125	放射能測定設備(試料測定室)	
126	個人被ばく管理設備(個人線量計)	
127	放射線防護設備(防護用機器(防護衣、呼吸保護具等)、汚染除去用機材)	
180	エアラインスーツ	
130	気象観測設備	原子炉施設としての安全機能を有さず、原子炉施設に影響を及ぼすおそれがなく、技術基準規則に要求事項がないため。
146	商用電源設備	商用電源系であり、技術基準規則に要求事項がないため。
139	無停電電源装置を設置する電気室の換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・無停電電源装置を設置する電気室は管理区域ではないため、技術基準規則第17条の適合性確認は不要である。 ・当該換気設備は爆発性ガスの滞留防止等を考慮して消防法に基づき設置しているものであるが、STACYの無停電電源装置は、安全設備に該当しないため、技術基準規則第21条の適合性確認は不要である。
161	熱交換槽	プロセス冷却水は放射性物質を内包していないため、技術基準規則第19条第2項の適合性確認は不要である。
166	ハロゲン化物消火設備(ハロンボンベ、噴射配管、起動装置、警報装置)	<ul style="list-style-type: none"> ・消火設備の設工認申請対象範囲は、技術基準規則第21条に基づき、安全設備の設置場所としている。 ・ハロゲン消火設備の設置場所は、クラス3以下の機器が設置されている場所に限定されているため、技術基準規則の適合性確認は不要である。
159, 168, 170	分析機器、抽出試験装置(ミキサセトラ)、恒温槽、フラスコ	・分析機器等はグローブボックス内に設置しており、放射性物質の閉じ込め管理は、当該グローブボックスで担保される。

資料 ST-191-2 からの変更を網掛けで示す。

設工認申請漏れがないことの確認作業について

1. 概要

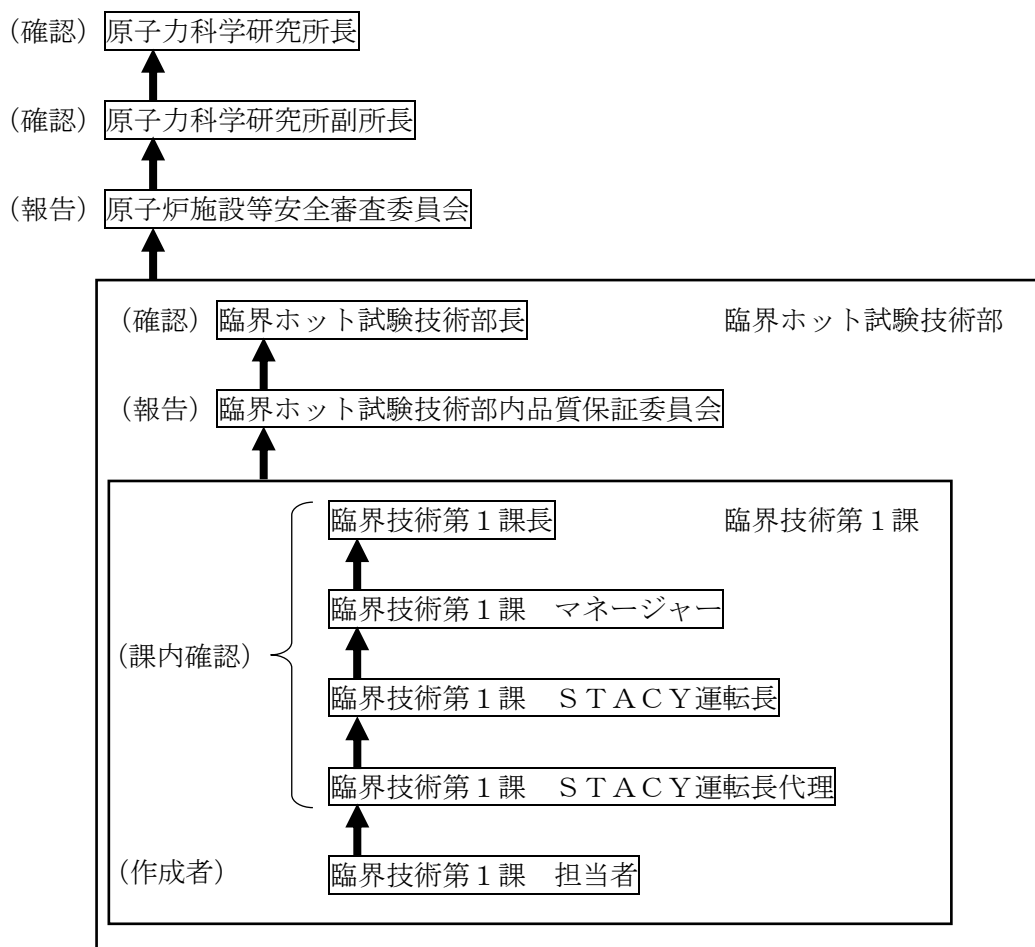
STACY更新に係る設工認申請は、STACYの更新第1回から第4回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等、ウラン棒状燃料の製作、実験棟Aの耐震改修、TRACY施設との系統隔離措置に分割している。これら設工認のうち、設工認第4回以外は認可を取得しており、残る設工認第4回についても技術的審査を概ね終了していることから、改めて新規制基準適合性に係る設工認申請漏れがないことの確認作業を実施した。

確認作業の結果、新規制基準適合性に係る設工認申請漏れがないことを確認した。

2. 確認作業体制について

設工認申請漏れがないことの確認に係る作業体制は以下のとおり。次項に示したフローに従い再確認した設工認要否整理表（参考資料3）及び新たに作成した技術基準規則ごとの設工認申請一覧（参考資料5）について、本体制図のとおり確認を行った（※）。

※臨界ホット試験技術部内品質保証委員会以降の確認（報告）は、今後実施する。



設工認申請漏れがないことの確認に係る作業体制図

3. 設工認要否整理表の再確認

設工認申請漏れがないことの確認に先立ち、設工認要否整理表について、技術基準規則の要求事項を踏まえて適合性説明要否の再確認を行った（別表1）。

設工認要否整理表の再確認の結果、抽出された変更箇所を以下の①及び②に分類した。

なお、STACY施設の設工認要否整理表については、令和元年11月11日の審査会合で設工認申請漏れがないことの確認を受けた後、令和2年11月18日の原子力規制委員会で設工認第3回の認可を受けている。このため、①及び②の変更箇所は、令和2年11月18日以降のものとする。

①液体廃棄物の廃棄設備の溢水影響評価に伴い、新たに設工認申請対象として追加したもの（今後、設工認第4回の補正で対応）

②設工認第4回申請又は本確認作業に伴い適合性説明の要否を変更したもの（今後、設工認第4回の補正で対応）

上記①及び②に対応する具体的は変更箇所を以下に示す。

①の変更箇所

No.	対象設備・機器		変更内容	変更理由
	No.	設備・機器名		
1	178-3	実験棟Bの二重スラブ	設工認第4回の申請対象設備として追加	液体廃棄物の廃棄設備の溢水影響評価の結果、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するための障壁として、当該設備を期待するため。

②の変更箇所

No.	対象設備・機器		変更内容	変更理由
	No.	設備・機器名		
2	7	中性子毒物添加棒状燃料	「中性子毒物添加物棒状燃料」を「中性子毒物添加棒状燃料」に修正	本確認作業に伴い記載を適正化
3	58	プロセス計装のケーブル（ただし、PS-3のものに限る）	第6条第1項（地震損傷防止）、第8条第1,2項（外部衝撃損傷防止）、第11条（機能確認） 「○」→「△」	プロセス計装（サーボ型水位計、炉心温度計等）の適合性説明に包含されることから、適合性説明が省略可能であるため。

4	103	気体廃棄物処理設備の洗浄塔等	第 35 条（廃棄物処理設備）第 1 項第 1 号～5 号 「○」→「△」	本確認作業に伴い記載を適正化 （当該設備は、既設のものをそのまま使用するものであり、また、当該条項の要求事項は施設時から変更ないことから、適合性説明が省略可能であるため。）
5	107 109 112 114	中レベル廃液貯槽等 低レベル廃液貯槽等 極低レベル廃液貯槽等 有機廃液貯槽 B 等	第 41 条（警報装置） 「○」→「×」	設工認第 4 回申請（令和元年 12 月 24 日付け）で記載を明確化 （当該条項の要求事項は漏えい検知器に対するものであり、貯槽等は適合性説明が不要であるため。）
6	108 110 113 115	漏えい検知器、堰	第 6 条第 1 項（地震損傷防止） 「△」→「○」	本確認作業に伴い記載を適正化 （漏えい検知器は、耐震 C クラスであるため。）
7	114	有機廃液貯槽 B 等	「有機廃液系貯槽」を「有機廃液貯槽 B」に修正	本確認作業に伴い記載を適正化
8	116	封缶装置	第 6 条第 1 項（地震損傷防止）、第 8 条第 1, 2 項（外部衝撃損傷防止）、第 11 条（機能確認） 「○」→「×」	本確認作業に伴い記載を適正化 （当該設備は安全機能を有さず、該当する適用条文がないため。）
9	116-1	固体廃棄物取扱室	第 8 条第 1, 2 項（外部衝撃損傷防止） 「○」→「△」	実験棟 B の適合性説明に包含されることから、適合性説明が省略可能であるため。
10	173	安全避難通路	第 34 条（原子炉制御室等）第 3 項 「○」→「△」	本確認作業に伴い記載を適正化 （制御室（設工認第 3 回の申請範囲）で適合性を説明していることから、適合性説明が省略可能であるため。）

11	177	実験棟A	第9条（人の不法な侵入等防止） 「△」→「○」	本確認作業に伴い記載を適正化 （設工認第3回において、当該条項への適合性を説明しているため。）
----	-----	------	----------------------------	--

4. 設工認申請漏れがないことの確認結果

3. で再確認を行った設工認要否整理表について、「○」となっているものが漏れなく申請されていることを確認した（ただし、今後の実験計画に応じて新規に設計・製作するものを除く）。

5. 今後の対応

3. に示した①及び②の変更箇所について、設工認第4回にて補正する（令和3年1月下旬補正提出予定）。

STACY施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧(技術基準規則ごと)

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考		
第1条	適用範囲	—								
第2条	定義	—								
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設	該当なし								
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持	該当なし								
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	実験棟A耐震改修	—	—	実験棟A	175	実験棟A (炉室(S)、炉下室(S)、制御室、燃取室、実験室(I)及び(II)、排気機械室(A)、電気室(I)及び(II)、溶液貯蔵室-1~9、Pu保管室-1~3、U保管室、気体廃棄物処理室、機材保管室、補助機械室、給気機械室等)	添付書類(p.別1-1)	添付計算書I	
		第2回	第1編 原子炉本体	I. その他の主要な事項	炉室フード	18	炉室フード(炉室フードクレーンを含む)	添付書類(p.添-3)	添付書類II-1-1 添付書類II-1-2	
		第3回	第1編 原子炉本体	III. 原子炉容器	炉心タンク	9	炉心タンク(給排水用ノズル、実験用ノズル、点検用マンホール、各種計装用ノズルを含む)	添付書類(p.添-7)	添付書類III-1-1 添付書類III-1-2 添付書類III-1-3-(1) 添付書類III-1-3-(2) 添付書類III-1-3-(3)	
	格子板フレーム				11	格子板フレーム				
	実験装置架台				13	実験装置架台				
	移動支持架台				14	(移動支持架台)				
	第1編 原子炉本体		IV. 格子板	格子板	12	格子板(アタッチメントを含む)	添付書類(p.添-16)	添付書類III-1-1 添付書類III-1-2		
	第1編 原子炉本体		VI. その他の主要な事項	起動用中性子源	16	起動用中性子源(中性子源、中性子源駆動装置)	添付書類(p.添-27)			
				I. 核計装	検出器配置用治具	47	検出器配置用治具	添付書類(p.添-32)	添付書類III-1-1 添付書類III-1-2 添付書類III-1-3-(7)	
				最大給水制限スイッチ	48	最大給水制限スイッチ(素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む)	添付書類(p.添-49)	添付書類III-1-1 添付書類III-1-2 添付書類III-1-3-(1) 添付書類III-1-3-(4)		

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考	
		第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. 主要な実験設備	可動装荷物駆動装置(駆動装置、操作機器、案内管)	140	可動装荷物駆動装置(駆動装置、操作機器、案内管)	添付書類 (p. 添-98)	添付書類Ⅲ-1-1 添付書類Ⅲ-1-2 添付書類Ⅲ-1-3-(1) 添付書類Ⅲ-1-3-(6)		
第4回	第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 棒状燃料貯蔵設備	棒状燃料収納容器	20	棒状燃料収納容器	添付書類 (p. 添-2)	添付書類Ⅳ-1-1 添付書類Ⅳ-1-2		
			II. ウラン酸化物燃料貯蔵設備	ウラン酸化物燃料収納架台	27	ウラン酸化物燃料収納架台	添付書類 (p. 添-8)			
			III. 使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備	コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台 ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	28	コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台、ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	添付書類 (p. 添-14)			
		第2編 放射性廃棄物の廃棄施設	II. 液体廃棄物の廃棄設備	漏えい検知器	108, 110, 113, 115	漏えい検知器	添付書類 (p. 添-23)		添付書類Ⅳ-1-1 添付書類Ⅳ-1-2	
		第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 棒状燃料貯蔵設備 II	棒状燃料収納容器 棒状燃料収納容器架台	21 22	棒状燃料収納容器 (棒状燃料収納容器架台)	添付書類 (p. 添-3)		添付書類1-1 添付書類1-2	
棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	III. その他の主要な事項(消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	消火設備	165	自動火災報知設備(感知器、発信器、受信器)、屋内外消火栓設備(工業用水受槽、電動消火ポンプ、消火ポンプ起動装置、屋内外消火栓)、連結散水設備(消防ポンプ車送水接続口、配管設備)、消火器	添付書類 (p. 添-20)	添付書類1-1 添付書類1-2			

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
					安全避難通路等	173	安全避難通路等 (安全避難通路、保安灯、非常用照明灯、誘導灯、仮設照明等(蓄電池内蔵可搬式仮設照明、懐中電灯))		
					通信連絡設備	174	通信連絡設備 (放送設備、固定電話、携帯電話)		
		ウラン棒状燃料の製作	—	—	ウラン棒状燃料	6	ウラン棒状燃料 (二酸化ウランペレット、被覆管)	添付書類 (p. 別2-1)	別紙-2
		実験棟 A 耐震改修	—	—	実験棟 A	175	実験棟 A (炉室 (S)、炉下室 (S)、制御室、燃取室、実験室 (I) 及び (II)、排気機械室 (A)、電気室 (I) 及び (II)、溶液貯蔵室-1~9、Pu保管室-1~3、U保管室、気体廃棄物処理室、機材保管室、補助機械室、給気機械室等)	添付書類 (p. 別1-1)	添付計算書 I
第7条	津波による損傷の防止	第3回	第2編 計測制御系統施	IV. 制御設備	未臨界板	83	未臨界板	添付書類 (p. 添-76)	添付書類Ⅲ-9-3

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
	第1回	第1編 原子炉本体	その他の主要な事項	炉室フード	17	炉室フード（炉室フードクレーンを含む）	—	—	適合性説明は、第2回申請（炉室フード）で実施。
		第4編 原子炉格納施設	その他の主要な事項	炉室(S)換気空調設備	132	炉室(S)第2排気系（排気主ダクト）	—	—	適合性説明は、第2回申請（炉室(S)換気空調設備）で実施。
		第5編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. 共用換気空調設備	実験棟A建家換気空調装置	147	実験棟A建家換気空調装置	—	—	適合性説明は、第2回申請（共用換気空調設備）で実施。
			II. 分析設備	グローブボックス	157	グローブボックス	—	—	適合性説明は、第2回申請（分析設備）で実施。
	第1編 原子炉本体	I. その他の主要な事項	炉室フード	18	炉室フード（炉室フードクレーンを含む）	添付書類（p.添-4）			
	第2編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 溶液燃料貯蔵設備	容器・主配管	グローブボックス	24-1	U溶液貯槽（予備槽を含む）、U溶液校正ポット、ノックアウトポット、グローブボックス、主配管	添付書類（p.添-6）		
			インターロック、U溶液貯槽液位計					24-2	液位計、インターロック
			漏えい検知器、ドリフトレイ	24-3	漏えい検知器、ドリフトレイ（グローブボックス内、貯槽室内）				
		II. 粉末燃料貯蔵設備	Pu保管ピット	保管容器 貯蔵容器	26-1	Pu保管ピット、その他（収納容器）	添付書類（p.添-11）		
	搬送機器		26-2					受入エリアクレーン、保管エリアクレーン、その他（保管容器移動台車、貯蔵容器移送クレーン）	
	第3編 放射性廃棄物の廃棄施設	I. 気体廃棄物の廃棄施設	槽ベント設備B		99	ブロワ（予備機を含む）、NOX洗浄塔、オフガス洗浄塔、デミスタ、ベント加熱器、フィルタ、主配管	添付書類（p.添-14）		
			槽ベント設備D		102	ブロワ（予備機を含む）、フィルタ、加熱器、主配管			

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考					
第2回				気体廃棄物処理設備	103	洗浄塔、加熱器、ブロワ（予備機を含む）、フィルタ（I）、フィルタ（II）、デミスタ、気体廃棄物処理グローブボックス、主配管								
				排気筒	106	排気筒								
			II. 固体廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物保管室（I）、（II）	117	固体廃棄物保管室（I）、（II）				添付書類（p. 添-17）				
				β・γ固体廃棄物保管室	118	β・γ固体廃棄物保管室								
			第4編 放射線管理施設	I. 屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	119				室内モニタ（ダストモニタ、ガスモニタ）、放射線エリアモニタ（ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ）、監視盤	添付書類（p. 添-20）			
												II. 屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタリング設備	128
		第5編 原子炉格納施設	I. 炉室(S)	炉室(S)	131	炉室（S）	添付書類（p. 添-28）							
								II. 炉室(S)換気空調設備	フィルタユニット、ダクト	133	炉室(S)給気系（空気調和器、送風機、給気主ダクト、弁）	添付書類（p. 添-31）		
													134	炉室(S)第1排気系（常用排風機、補助排風機、排気フィルタユニット、排気主ダクト、弁）
					148	実験棟A第1～第4給気系（空気調和器（冷却コイル、加熱コイル、加湿器内蔵型）、送風機、給気ダンパ）	添付書類II-2-1 添付書類II-2-2-(1) 添付書類II-2-2-(2)							

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
						149	実験棟A建家第1～第3排気系（排気フィルタユニット、常用排風機）		
						150	実験棟Aグローブボックス第2排気系（排気フィルタユニット、常用排風機、補助排風機、ダンパ）		
						151	実験棟Aフード排気系（排気フィルタユニット、常用排風機、補助排風機、ダンパ）		
					共用換気空調設備	152	実験棟B第1～第4給気系（空気調和器（冷却コイル、加熱コイル、加湿器内蔵型）、送風機、給気ダンパ）		
						153	実験棟B建家第1、第3、第4排気系（排気フィルタユニット、常用排風機）		
						154	実験棟Bグローブボックス第1、第2排気系（排気フィルタユニット、常用排風機、補助排風機、ダンパ）		
						155	実験棟Bフード第1、第2排気系（排気フィルタユニット、常用排風機、補助排風機、ダンパ）		
						156	外気処理装置（プレフィルタ、塩害防止フィルタ、高性能フィルタ）	添付書類（p. 添-36）	
					分析設備	158	グローブボックス		
		第6編 其他試験研究用等原子炉の附属施設	I. その他の主要な事項（設計変更がある設備）						

技術基準規則		設工認申請		設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考				
				真空設備	162	真空ポンプ、ベントコンデンサ、気液分離槽、バッファ槽、封液槽、ドレンポット、封液冷却器、ドレン排出ポンプ、封液循環ポンプ、自動弁						
				圧縮空気設備	164	非常用空気圧縮機、常用空気圧縮機、アフタークーラ、フィルタ、除湿器、主空気槽、エアラインスーツ用空気槽、遮断弁						
				ホット分析機器試験設備	167	グローブボックス						
				アルファ化学実験設備	169	グローブボックス						
				燃取補助設備	171	蒸発缶給液槽、蒸発缶、精留塔、回収酸槽、回収水槽、その他（濃縮液受槽、グローブボックス、主配管）						
				実験棟B	178-1	実験棟B（固体廃棄物保管室、廃液処理室、分析室、燃取附属室、排気機械室（B）、廃液処理室、廃液貯槽室、補助機械室、サンプリングフロア室、β・γ固体廃棄物保管室、給気機械室、トラックロック等）						
				II. 燃料体	ウラン棒状燃料	5			ウラン棒状燃料（二酸化ウランペレット、被覆管）	添付書類（p. 添-4）		
				III. 原子炉容器	炉心タンク	9			炉心タンク（給排水用ノズル、実験用ノズル、点検用マンホール、各種計装用ノズルを含む）	添付書類（p. 添-8）	添付書類Ⅲ-2-1 添付書類Ⅲ-2-2-(1) 添付書類Ⅲ-2-2-(2)	
					格子板フレーム	11			格子板フレーム			
					実験装置架台	13			実験装置架台			
	第1編 原子炉本体											

技術基準規則		設工認申請		設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
				移動支持架台	14	(移動支持架台)		
			IV. 格子板	格子板	12	格子板 (アタッチメントを含む)	添付書類 (p. 添-17)	
			V. 放射線遮蔽体としての炉室(S)の壁、床及び天井	炉室(S)の壁、床及び天井	15	炉室(S)の壁、床及び天井	添付書類 (p. 添-24)	
			VI. その他の主要な事項	起動用中性子源	16	起動用中性子源 (中性子源、中性子源駆動装置)	添付書類 (p. 添-28)	
			I. 核計装	(安全保護系の核計装)	44	起動系 (比例計数管、前置増幅器、主増幅回路、対数計数率回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)	添付書類 (p. 添-33)	
		45				運転系対数出力系 (中性子電離箱、対数増幅回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)		
		46				安全出力系 (中性子電離箱、線型増幅回路、積分回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)		
		39		起動系 (炉周期指示計、対数計数率指示計、対数計数率記録計)				
				(計測制御系の核計装)	40	運転系線型出力系 (中性子電離箱、線型増幅回路、トリップ回路、高圧電源、線型出力指示計、線型出力記録計、ケーブル)		
					41	運転系対数出力系 (炉周期指示計、対数出力指示計、対数出力記録計)		

技術基準規則		設工認申請		設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	第3回	第2編 計測制御系統施設			42	安全出力系 (線型出力指示計、線型出力記録計、積分出力指示計、積分出力記録計)	添付書類 (p. 添-50) 添付書類Ⅲ-2-1 添付書類Ⅲ-2-2-(1) 添付書類Ⅲ-2-2-(2)	
					検出器配置用治具	47	検出器配置用治具		
					盤 (核計装盤)	43	核計装盤		
				Ⅱ. その他の主要な計装 (プロセス計装)	最大給水制限スイッチ	48	最大給水制限スイッチ (素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む)		
					給水停止スイッチ	49	給水停止スイッチ (素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む)		
					排水開始スイッチ	50	排水開始スイッチ (素子を含む)		
					サーボ型水位計	53	サーボ型水位計		
					流量計	54	高速流量計及び低速流量計		
					炉心温度計	55	炉心温度計		
					ダンプ槽温度計	56	ダンプ槽温度計		
					ダンプ槽電導度計	57	ダンプ槽電導度計		
					炉室(S)放射線量率計	51	炉室(S)放射線量率計		
				炉下室(S)放射線量率計	52	炉下室(S)放射線量率計			
				Ⅱ. その他の主要な計装	監視操作盤	59	監視操作盤 (指示計、記録計、操作器、表示器、スイッチ、警報器等を含む)		
					盤 (モニタ盤)	60	盤 (モニタ盤)		
盤 (炉室線量率計盤)	61	盤 (炉室線量率計盤)							

技術基準規則		設工認申請		設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
			Ⅲ. 安全保護回路（原子炉停止回路）	原子炉停止回路	62, 94, 95, 96, 97	原子炉停止回路（スクラム回路、スクラム遮断器、監視装置）、緊急停止（手動スクラム）ボタン、地震感知器、非常用電源系低電圧継電器、高圧電源監視回路、遮蔽扉の位置検出器	添付書類（p. 添-63）	
		安全保護系盤		63	安全保護系盤			
		スクラム遮断器盤		64	スクラム遮断器盤			
			Ⅲ. 安全保護回路（その他の主要な安全保護回路）	主電源盤	65	主電源盤		
			Ⅳ. 制御設備（制御材）	安全板	66	安全板（中性子吸収材（カドミウム）、被覆材）	添付書類（p. 添-77）	
				安全板駆動装置	79	安全板駆動装置（上限位置検出器、下限位置検出器、電磁石、ショックアブソーバー）		
			Ⅳ. 制御設備（制御材駆動設備）	ガイドピン	81	ガイドピン		
				ダンプ槽	78	ダンプ槽（各種ノズルを含む）		
			Ⅳ. 制御設備	未臨界板	83	未臨界板		
			Ⅳ. 制御設備（制御材駆動設備）	高速給水系（ポンプ）	67	高速給水ポンプ		
				高速給水系（主要弁）	68, 69, 70	高速給水吐出弁 高速流量調整弁 高速給水バイパス弁		
				低速給水系（ポンプ）	71	低速給水ポンプ		
				低速給水系（主要弁）	72, 73, 74	低速給水吐出弁 低速流量調整弁 低速給水バイパス弁		
				排水系（急速排水弁）	75	急速排水弁		
				排水系（通常排水弁）	76	通常排水弁		

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
				配管・弁	77	主配管			
	第2編 計測制御系統施設	V. その他の主要な事項 (インターロック)	インターロック		88, 86	起動インターロック (ダンプ槽受入弁、払出弁を含む)	添付書類 (p. 添-92)	添付書類Ⅲ-2-1 添付書類Ⅲ-2-2-(1) 添付書類Ⅲ-2-2-(2)	
				89, 85	運転制御用インターロック (反応度添加停止インターロック (ダンプ槽水位計を含む)、排水開始インターロック)				
			盤 (インターロック盤)	90	盤				
			V. その他の主要な事項	警報回路	91	警報回路 (警音器を含む)			
			V. その他の主要な事項 (制御室等)	制御室	92	制御室			
			安全スイッチ	93	安全スイッチ (停止確認の表示装置を含む)	添付書類 (p. 添-63)			
	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. 主要な実験設備	可動装荷物駆動装置 (駆動装置、操作機器、案内管)	140	可動装荷物駆動装置 (駆動装置、操作機器、案内管)	添付書類 (p. 添-99)			
			II. その他の主要な事項 (設計条件の変更がある設備)	実験棟A、B	177	実験棟A (炉室 (S)、炉下室 (S)、制御室、燃取室、実験室 (I) 及び (II)、排気機械室 (A)、電気室 (I) 及び (II)、溶液貯蔵室-1~9、Pu保管室-1~3、U保管室、気体廃棄物処理室、機材保管室、補助機械室、給気機械室等)	添付書類 (p. 添-103)	添付書類Ⅲ-2-1 添付書類Ⅲ-2-2-(1) 添付書類Ⅲ-2-2-(2)	
		178-2			実験棟B (固体廃棄物保管室、廃液処理室、分析室、燃取附属室、排気機械室 (B)、廃液処理室、廃液貯槽室、補助機械室、サンプリングフロア室、β・γ固体廃棄物保管室、給気機械室、トラックロック等)				

技術基準規則		設工認申請		設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考		
第4回	第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 棒状燃料貯蔵設備	棒状燃料収納容器	20	棒状燃料収納容器	添付書類 (p. 添-3)				
		II. ウラン酸化物燃料貯蔵設備	ウラン酸化物燃料収納架台	27	ウラン酸化物燃料収納架台	添付書類 (p. 添-9)				
		III. 使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備	コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	28	コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台、ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	添付書類 (p. 添-15)				
			ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台							
		第2編 放射性廃棄物の廃棄施設	I. 気体廃棄物の廃棄施設 (槽ベント設備B)	燃調グローブボックス、貯蔵グローブボックス	100	燃調グローブボックス、貯蔵グローブボックス		添付書類 (p. 添-20)	添付書類IV-2-1 添付書類IV-2-2-(1) 添付書類IV-2-2-(2)	
			II. 液体廃棄物の廃棄設備 (中レベル廃液系)	中レベル廃液貯槽主配管	107	中レベル廃液貯槽、主配管、ポンプ、弁				
	II. 液体廃棄物の廃棄設備 (低レベル廃液系)		低レベル廃液貯槽主配管	109	低レベル廃液貯槽、配管、ポンプ、弁					
	II. 液体廃棄物の廃棄設備 (極低レベル廃液系)		極低レベル廃液貯槽主配管	112	極低レベル廃液貯槽、極低レベル廃液一時貯槽、排水槽(I)、(II)、サンピット、配管、ポンプ、弁	添付書類 (p. 添-24)				
	II. 液体廃棄物の廃棄設備 (有機廃液系)		有機廃液貯槽B主配管、ポンプ、弁	114	有機廃液系貯槽、主配管、ポンプ、弁					
	II. 液体廃棄物の廃棄設備		漏えい検知器、堰	108, 110, 113, 115	漏えい検知器、堰					
		I. その他の主要な事項 (追加評価がある設備)	プロセス冷却設備	160	密閉式熱交換器、冷却水循環ポンプ、放射能モニタ、配管、弁	添付書類 (p. 添-29)				

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	II. その他の主要な事項 (実験棟B)	二重スラブ	178-3	二重スラブ	添付書類 (p. 添-31)	添付書類IV-2-1		
			II. その他の主要な事項	避雷設備	179			避雷針 (実験棟、排気筒)	
	第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 棒状燃料貯蔵設備 II	棒状燃料収納容器	21	棒状燃料収納容器	添付書類 (p. 添-4)			
			棒状燃料収納容器架台	22	(棒状燃料収納容器架台)				
		第2編 放射線管理施設	I. 屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	120	放射線エリアモニタ (ガンマ線エリアモニタ)、監視盤	添付書類 (p. 添-8)		
				I. 非常用電源設備	非常用発電機	137	非常用発電機 (主燃料槽、燃料小出槽、空気槽、不足電圧継電器、保護継電器、ケーブル等を含む)	添付書類 (p. 添-12)	
	無停電電源装置	138	無停電電源装置 (整流器、蓄電池、静止型インバータ装置、保護継電器、ケーブル等を含む)						
	棒状燃料貯蔵設備IIの製作	II. その他の主要な事項 (設計条件の変更がある設備)	実験棟A	176	実験棟A (炉室 (S)、炉下室 (S)、制御室、燃取室、実験室 (I) 及び (II)、排気機械室 (A)、電気室 (I) 及び (II)、溶液貯蔵室-1~9、Pu保管室-1~3、U保管室、気体廃棄物処理室、機材保管室、補助機械室、給気機械室等)	添付書類 (p. 添-16)	添付書類2-1 添付書類2-2-(1) 添付書類2-2-(2)		
	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設								

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
			Ⅲ. その他の主要な事項 (消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	消火設備	165	自動火災報知設備(感知器、発信器、受信器)、屋内外消火栓設備(工業用水受槽、電動消火ポンプ、消火ポンプ起動装置、屋内外消火栓)、連結散水設備(消防ポンプ車送水接続口、配管設備)、消火器	添付書類 (p. 添-21)		
		安全避難通路等		173	安全避難通路等(安全避難通路、保安灯、非常用照明灯、誘導灯、仮設照明等(蓄電池内蔵可搬式仮設照明、懐中電灯))				
		通信連絡設備		174	通信連絡設備(放送設備、固定電話、携帯電話)				
	ウラン棒状燃料の製作	—	—	ウラン棒状燃料	6	ウラン棒状燃料(二酸化ウランペレット、被覆管)	添付書類 (p. 別3-1)	別紙-3	
	実験棟 A 耐震改修	—	—	実験棟 A	175	実験棟 A(炉室(S)、炉下室(S)、制御室、燃取室、実験室(I)及び(II)、排気機械室(A)、電気室(I)及び(II)、溶液貯蔵室-1~9、Pu保管室-1~3、U保管室、気体廃棄物処理室、機材保管室、補助機械室、給気機械室等)	添付書類 (p. 別2-1)	添付計算書Ⅱ 添付計算書Ⅲ	

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
第2回	第6編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. その他の主要な事項 (設計変更がある設備)	実験棟B	178-1	実験棟B (固体廃棄物保管室、廃液処理室、分析室、燃取附属室、排気機械室(B)、廃液処理室、廃液貯槽室、補助機械室、サンプリングフロア室、β・γ固体廃棄物保管室、給気機械室、トラックロック等)	添付書類 (p. 添-37)	添付書類 II-3-1		
				181-2	防護柵				
第2編 計測制御系統施設	I. 核計装	(安全保護系の核計装)	I. 核計装	44	起動系 (比例計数管、前置増幅器、主増幅回路、対数計数率回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)	添付書類 (p. 添-34)			
				45	運転系対数出力系 (中性子電離箱、対数増幅回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)				
				46	安全出力系 (中性子電離箱、線型増幅回路、積分回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)				
			II. その他の主要な計装 (プロセス計装)	最大給水制限スイッチ	48	最大給水制限スイッチ (素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む)	添付書類 (p. 添-51)		
			III. 安全保護回路 (原子炉停止回路)	原子炉停止回路	62, 94, 95, 96, 97	原子炉停止回路 (スクラム回路、スクラム遮断器、監視装置)、緊急停止 (手動スクラム) ボタン、地震感知器、非常用電源系低電圧継電器、高圧電源監視回路、遮蔽扉の位置検出器	添付書類 (p. 添-64)		

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考		
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第3回	V. その他の主要な事項 (インターロック)	安全保護系盤	63	安全保護系盤	添付書類 (p. 添-93)	添付書類Ⅲ-3-1			
				スクラム遮断器盤	64	スクラム遮断器盤					
				インターロック	88, 86	起動インターロック (ダンプ槽受入弁、払出弁を含む)					
				インターロック	89, 85	運転制御用インターロック (反応度添加停止インターロック (ダンプ槽水位計を含む)、排水開始インターロック)					
			V. その他の主要な事項 (制御室等)	安全スイッチ	93	安全スイッチ (停止確認の表示装置を含む)	添付書類 (p. 添-64)				
			第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	II. その他の主要な事項 (設計条件の変更がある設備)	実験棟A, B		177		実験棟A (炉室 (S)、炉下室 (S)、制御室、燃取室、実験室 (I) 及び (II)、排気機械室 (A)、電気室 (I) 及び (II)、溶液貯蔵室-1~9、Pu保管室-1~3、U保管室、気体廃棄物処理室、機材保管室、補助機械室、給気機械室等)	添付書類 (p. 添-104)	
							178-2		実験棟B (固体廃棄物保管室、廃液処理室、分析室、燃取附属室、排気機械室 (B)、廃液処理室、廃液貯槽室、補助機械室、サンプリングフロア室、β・γ固体廃棄物保管室、給気機械室、トラックロック等)		
							181-3		防護柵		

技術基準規則		設工認申請				設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
		棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	Ⅱ. その他の主要な事項 (設計条件の変更がある設備)	実験棟A	176	実験棟A (炉室(S)、炉下室(S)、制御室、燃取室、実験室(I)及び(Ⅱ)、排気機械室(A)、電気室(I)及び(Ⅱ)、溶液貯蔵室-1~9、Pu保管室-1~3、U保管室、気体廃棄物処理室、機材保管室、補助機械室、給気機械室等)	添付書類 (p. 添-17)	添付書類3-1	
						181-1	防護柵			
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	第3回	第1編 原子炉本体	I. 炉心	基本炉心(1)	4, 8, 141	基本炉心(1) (軽水、可溶性中性子吸収材を含む)	添付書類 (p. 添-2)	添付書類Ⅲ-9-2 添付書類Ⅲ-9-3-(1) 添付書類Ⅲ-9-3-(1)	
				Ⅵ. その他の主要な事項	起動用中性子源	16	起動用中性子源 (中性子源、中性子源駆動装置)	添付書類 (p. 添-29)		
			第2編 計測制御系統施設	Ⅳ. 制御設備 (制御材)	安全板	66	安全板 (中性子吸収材 (カドミウム)、被覆材)			
					安全板駆動装置	79	安全板駆動装置 (上限位置検出器、下限位置検出器、電磁石、ショックアブソーバー)			
				Ⅳ. 制御設備 (制御材駆動設備)	ガイドピン	81	ガイドピン			
					ダンプ槽	78	ダンプ槽 (各種ノズルを含む)			
					高速給水系 (ポンプ)	67	高速給水ポンプ	添付書類 (p. 添-78)		
				高速給水系 (主要弁)	68, 69, 70	高速給水吐出弁 高速流量調整弁 高速給水バイパス弁				
			低速給水系 (ポンプ)	71	低速給水ポンプ					

技術基準規則		設工認申請		設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考	
			IV. 制御設備（制御材駆動設備）	低速給水系（主要弁）	72, 73, 74	低速給水吐出弁 低速流量調整弁 低速給水バイパス弁			
				排水系（急速排水弁）	75	急速排水弁			
				排水系（通常排水弁）	76	通常排水弁			
				配管・弁	77	主配管			
第2回	第1編 原子炉本体	I. その他の主要な事項	炉室フード	18	炉室フード（炉室フードクレーンを含む）	添付書類（p. 添-2）	添付書類Ⅱ-6-1		
		第3編 放射性廃棄物の廃棄施設	II. 固体廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物保管室（Ⅰ）、（Ⅱ）	117	固体廃棄物保管室（Ⅰ）、（Ⅱ）		添付書類（p. 添-16）	
	β ・ γ 固体廃棄物保管室			118	β ・ γ 固体廃棄物保管室				
	第1編 原子炉本体	III. 原子炉容器		炉心タンク	9	炉心タンク（給排水用ノズル、実験用ノズル、点検用マンホール、各種計装用ノズルを含む）	添付書類（p. 添-9）	添付書類Ⅲ-6-1	
				格子板フレーム	11	格子板フレーム			
				実験装置架台	13	実験装置架台			
				移動支持架台	14	（移動支持架台）			
	第1編 原子炉本体	IV. 格子板		格子板	12	格子板（アタッチメントを含む）	添付書類（p. 添-18）		
	第1編 原子炉本体	VI. その他の主要な事項		起動用中性子源	16	起動用中性子源（中性子源、中性子源駆動装置）	添付書類（p. 添-30）		
	第2編 計測制御系統施設	I. 核計装		検出器配置用治具	47	検出器配置用治具	添付書類（p. 添-35）		
				最大給水制限スイッチ	48	最大給水制限スイッチ（素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む）			
				給水停止スイッチ	49	給水停止スイッチ（素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む）			

技術基準規則		設工認申請		設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
第3回	第2編 計測制御系統施設	II. その他の主要な計装 (プロセス計装)	排水開始スイッチ	50	排水開始スイッチ (素子を含む)	添付書類 (p. 添-52)		
			サーボ型水位計	53	サーボ型水位計			
			流量計	54	高速流量計及び低速流量計			
			炉心温度計	55	炉心温度計			
			ダンプ槽温度計	56	ダンプ槽温度計			
			ダンプ槽電導度計	57	ダンプ槽電導度計			
			監視操作盤	59	監視操作盤 (指示計、記録計、操作器、表示器、スイッチ、警報器等を含む)			
			盤 (モニタ盤)	60	盤 (モニタ盤)			
		III. 安全保護回路 (原子炉停止回路)	原子炉停止回路	62, 93, 94, 95, 96, 97	原子炉停止回路 (スクラム回路、スクラム遮断器、監視装置)、安全スイッチ、緊急停止 (手動スクラム) ボタン、地震感知器、非常用電源系低電圧継電器、高圧電源監視回路、遮蔽扉の位置検出器	添付書類 (p. 添-65)		
			安全保護系盤	63	安全保護系盤			
			スクラム遮断器盤	64	スクラム遮断器盤			
		III. 安全保護回路 (その他の主要な安全保護回路)	主電源盤	65	主電源盤			
		IV. 制御設備 (制御材)	安全板	66	安全板 (中性子吸収材 (カドミウム)、被覆材)	添付書類Ⅲ-6-1		
		IV. 制御設備 (制御材駆動設備)	安全板駆動装置	79	安全板駆動装置 (上限位置検出器、下限位置検出器、電磁石、ショックアブソーバー)			
			ガイドピン	81	ガイドピン			
ダンプ槽	78		ダンプ槽 (各種ノズルを含む)					

技術基準規則		設工認申請		設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第11条	機能の確認等			IV. 制御設備	未臨界板	83	未臨界板	添付書類 (p. 添-79)	
				IV. 制御設備 (制御材駆動設備)	高速給水系 (ポンプ)	67	高速給水ポンプ		
					高速給水系 (主要弁)	68, 69, 70	高速給水吐出弁 高速流量調整弁 高速給水バイパス弁		
					低速給水系 (ポンプ)	71	低速給水ポンプ		
					低速給水系 (主要弁)	72, 73, 74	低速給水吐出弁 低速流量調整弁 低速給水バイパス弁		
					排水系 (急速排水弁)	75	急速排水弁		
					排水系 (通常排水弁)	76	通常排水弁		
					配管・弁	77	主配管		
				V. その他の主要な事項 (インターロック)	インターロック	88, 86	起動インターロック (ダンプ槽受入弁、払出弁を含む)		添付書類 (p. 添-94)
						89, 85	運転制御用インターロック (反応度添加停止インターロック (ダンプ槽水位計を含む)、排水開始インターロック)		
盤 (インターロック盤)	90	盤							
V. その他の主要な事項	警報回路	91	警報回路 (警音器を含む)						
	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. 主要な実験設備	可動装荷物駆動装置 (駆動装置、操作機器、案内管)	140	可動装荷物駆動装置 (駆動装置、操作機器、案内管)	添付書類 (p. 添-100)			
第4回	第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 棒状燃料貯蔵設備	棒状燃料収納容器	20	棒状燃料収納容器	添付書類 (p. 添-4)	添付書類IV-6-1		
		II. ウラン酸化物燃料貯蔵設備	ウラン酸化物燃料収納架台	27	ウラン酸化物燃料収納架台	添付書類 (p. 添-10)			

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
				Ⅲ. 使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備	コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	28	コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台、ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	添付書類 (p. 添-16)	
				ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台					
	棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	Ⅰ. 棒状燃料貯蔵設備Ⅱ		棒状燃料収納容器	21	棒状燃料収納容器	添付書類 (p. 添-2)	添付書類6-1
					棒状燃料収納容器架台	22	(棒状燃料収納容器架台)		
		第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	Ⅲ. その他の主要な事項 (消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	消火設備		自動火災報知設備 (感知器、発信器、受信器)、屋内外消火栓設備 (工業用水受槽、電動消火ポンプ、消火ポンプ起動装置、屋内外消火栓)、連結散水設備 (消防ポンプ車送水接続口、配管設備)、消火器	165		
						安全避難通路等 (安全避難通路、保安灯、非常用照明灯、誘導灯、仮設照明等 (蓄電池内蔵可搬式仮設照明、懐中電灯))	173		
						通信連絡設備 (放送設備、固定電話、携帯電話)	174		
		ウラン棒状燃料の製作	—	—	ウラン棒状燃料	6	ウラン棒状燃料 (二酸化ウランペレット、被覆管)	添付書類 (p. 別1-1)	
	第1回	第2編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	溶液燃料貯蔵設備	配管		23		添付書類 (4. 材料・構造等 (第7条) の適合性説明書)	添付書類 I-4-1 添付書類 I-4-2 添付書類 I-4-2-(1)
					Ⅰ. 槽ペント設備B	98			
Ⅱ. 槽ペント設備D					101				
Ⅲ. 極低レベル廃液系					111				

技術基準規則		設工認申請		設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考		
第12条	材料及び構造	第3回	第1編 原子炉本体	Ⅲ. 原子炉容器	炉心タンク	9	炉心タンク (給排水用ノズル、実験用ノズル、点検用マンホール、各種計装用ノズルを含む)	添付書類 (p. 添-10)	添付書類Ⅲ-4-1 添付書類Ⅲ-4-2-(1) 添付書類Ⅲ-4-2-(2)	
				格子板フレーム	11	格子板フレーム	添付書類Ⅲ-4-1			
				実験装置架台	13	実験装置架台				
				Ⅳ. 格子板	格子板	12	格子板 (アタッチメントを含む)	添付書類 (p. 添-19)		
				第2編 計測制御系統施設	Ⅳ. 制御設備 (制御材駆動設備)	ダンプ槽	78	ダンプ槽 (各種ノズルを含む)	添付書類 (p. 添-80)	添付書類Ⅲ-4-1 添付書類Ⅲ-4-2-(1) 添付書類Ⅲ-4-2-(4)
					高速給水系 (ポンプ)	67	高速給水ポンプ	添付書類Ⅲ-4-1 添付書類Ⅲ-4-2-(1) 添付書類Ⅲ-4-2-(3)		
			高速給水系 (主要弁)		68, 69, 70	高速給水吐出弁 高速流量調整弁 高速給水バイパス弁				
			低速給水系 (ポンプ)		71	低速給水ポンプ				
			Ⅳ. 制御設備 (制御材駆動設備)		低速給水系 (主要弁)	72, 73, 74	低速給水吐出弁 低速流量調整弁 低速給水バイパス弁			
			排水系 (急速排水弁)		75	急速排水弁				
			排水系 (通常排水弁)		76	通常排水弁				
			配管・弁	77	主配管					
			TRACY施設との系統隔離措置	第1編 放射性廃棄物の廃棄施設	Ⅰ. 気体廃棄物処理設備	105		添付書類 (p. 添2)	添付書類4-1	
				第2編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	Ⅰ. 真空設備	163	配管			
				第2編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	Ⅱ. 燃取補助設備	172				
第13条	安全弁等	既認可設備からの変更なし								
第14条	逆止め弁	既認可設備からの変更なし								
第15条	放射性物質による汚染の防止	既認可設備からの変更なし								

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
第16条	遮蔽等	第3回	第1編 原子炉本体	V. 放射線遮蔽体としての炉室(S)の壁、床及び天井	炉室(S)の壁、床及び天井	15	炉室(S)の壁、床及び天井	添付書類 (p. 添-25)	添付書類Ⅲ-5-1 添付書類Ⅲ-5-2-(1) 添付書類Ⅲ-5-2-(2)
			第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	II. その他の主要な事項 (設計条件の変更がある設備)	実験棟A,B	177	実験棟A (炉室(S)、炉下室(S)、制御室、燃取室、実験室(I)及び(II)、排気機械室(A)、電気室(I)及び(II)、溶液貯蔵室-1~9、Pu保管室-1~3、U保管室、気体廃棄物処理室、機材保管室、補助機械室、給気機械室等)	添付書類 (p. 添-105)	
						178-2	実験棟B (固体廃棄物保管室、廃液処理室、分析室、燃取附属室、排気機械室(B)、廃液処理室、廃液貯槽室、補助機械室、サンプリングフロア室、β・γ固体廃棄物保管室、給気機械室、トラックロック等)		
第17条	換気設備	既認可設備からの変更なし							
第18条	適用	—							
		第2回	第2編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 溶液燃料貯蔵設備	容器・主配管	24-1	U溶液貯槽(予備槽を含む)、U溶液校正ポット、ノックアウトポット、グローブボックス、主配管	添付書類 (p. 添-7)	添付書類Ⅱ-7-1
					グローブボックス				
					漏えい検知器、ドリフトトレイ	24-3	漏えい検知器、ドリフトトレイ(グローブボックス内、貯槽室内)		
					44	起動系 (比例計数管、前置増幅器、主増幅回路、対数計数率回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)			

技術基準規則		設工認申請		設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考		
第19条	溢（いつ）水による損傷の防止	第3回	第2編 計測制御系統施設	I. 核計装	(安全保護系の核計装)	45	運転系対数出力系 (中性子電離箱、対数増幅回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)	添付書類 (p. 添-36)		
				46		安全出力系 (中性子電離箱、線型増幅回路、積分回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)				
				II. その他の主要な計装 (プロセス計装)	最大給水制限スイッチ	48	最大給水制限スイッチ (素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む)	添付書類 (p. 添-53)		
				III. 安全保護回路 (原子炉停止回路)	原子炉停止回路	62, 94, 95, 96, 97	原子炉停止回路 (スクラム回路、スクラム遮断器、監視装置)、緊急停止 (手動スクラム) ボタン、地震感知器、非常用電源系低電圧継電器、高圧電源監視回路、遮蔽扉の位置検出器	添付書類 (p. 添-66)	添付書類Ⅲ-7-1	
						安全保護系盤	63			安全保護系盤
						スクラム遮断器盤	64			スクラム遮断器盤
				III. 安全保護回路 (その他の主要な安全保護回路)	主電源盤	65	主電源盤			
				IV. 制御設備 (制御材)	安全板	66	安全板 (中性子吸収材 (カドミウム)、被覆材)	添付書類 (p. 添-82)		
				IV. 制御設備 (制御材駆動設備)	安全板駆動装置	79	安全板駆動装置 (上限位置検出器、下限位置検出器、電磁石、ショックアブソーバー)			
					ガイドピン	81	ガイドピン			
IV. 制御設備 (制御材駆動設備)	排水系 (急速排水弁)	75	急速排水弁							

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
				V. その他の主要な事項 (制御室等)	安全スイッチ	93	安全スイッチ (停止確認の表示装置を含む)	添付書類 (p. 添-66)	
		第4回	第2編 放射性廃棄物の廃棄施設	II. 液体廃棄物の廃棄設備 (中レベル廃液系)	中レベル廃液貯槽主配管	107	中レベル廃液貯槽、主配管、ポンプ、弁	添付書類 (p. 添-25)	添付書類IV-7-1 添付書類IV-7-2
				II. 液体廃棄物の廃棄設備 (低レベル廃液系)	低レベル廃液貯槽主配管	109	低レベル廃液貯槽、配管、ポンプ、弁		
				II. 液体廃棄物の廃棄設備 (極低レベル廃液系)	極低レベル廃液貯槽主配管	112	極低レベル廃液貯槽、極低レベル廃液一時貯槽、排水槽(I)、(II)、サンピット、配管、ポンプ、弁		
				II. 液体廃棄物の廃棄設備 (有機廃液系)	有機廃液貯槽B主配管、ポンプ、弁	114	有機廃液系貯槽、主配管、ポンプ、弁		
				II. 液体廃棄物の廃棄設備	堰	108, 110, 113, 115	堰		
			第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	II. その他の主要な事項 (実験棟B)	二重スラブ	178-3	二重スラブ	添付書類 (p. 添-32)	
第20条	安全避難通路等	棒状燃料貯蔵設備IIの製作	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	III. その他の主要な事項 (消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	安全避難通路等	173	安全避難通路等 (安全避難通路、保安灯、非常用照明灯、誘導灯、仮設照明等(蓄電池内蔵可搬式仮設照明、懐中電灯))	添付書類 (p. 添-24)	添付書類8-1
		第1編 原子炉本体	III. 原子炉容器	格子板フレーム	格子板フレーム	11	格子板フレーム	添付書類 (p. 添-12)	
				IV. 格子板	格子板	12	格子板 (アタッチメントを含む)	添付書類 (p. 添-20)	
							44	起動系 (比例計数管、前置増幅器、主増幅回路、対数計数率回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)	

技術基準規則		設工認申請		設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考		
第21条	安全設備	第3回	第2編 計測制御系統施設	I. 核計装 (安全保護系の核計装)	45	運転系対数出力系 (中性子電離箱、 対数増幅回路、炉 周期回路、絶縁回 路、トリップ回 路、高圧電源、 ケーブル)	添付書類 (p. 添-38)			
					46	安全出力系 (中性子電離箱、 線型増幅回路、積 分回路、絶縁回 路、トリップ回 路、高圧電源、 ケーブル)				
					検出器配置用治具	47		検出器配置用治具		
				II. その他の主要な計装 (プロセス計装)	最大給水制限スイッチ	48	最大給水制限スイッチ (素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む)	添付書類 (p. 添-55)		
					給水停止スイッチ	49	給水停止スイッチ (素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む)			
					排水開始スイッチ	50	排水開始スイッチ (素子を含む)			
				III. 安全保護回路 (原子炉停止回路)	原子炉停止回路	62, 94, 95, 96, 97	原子炉停止回路 (スクラム回路、スクラム遮断器、監視装置)、緊急停止 (手動スクラム) ボタン、地震感知器、非常用電源系低電圧継電器、高圧電源監視回路、遮蔽扉の位置検出器	添付書類 (p. 添-68)		
					安全保護系盤	63	安全保護系盤			
					スクラム遮断器盤	64	スクラム遮断器盤			
					III. 安全保護回路 (その他の主要な安全保護回路)	主電源盤	65		主電源盤	
									添付書類Ⅲ-6-1	

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考			
				IV. 制御設備 (制御材)	安全板	66	安全板 (中性子吸収材 (カドミウム)、被覆材)	添付書類 (p. 添-84)				
				IV. 制御設備 (制御材駆動設備)	安全板駆動装置	79	安全板駆動装置 (上限位置検出器、下限位置検出器、電磁石、ショックアブソーバー)					
					ガイドピン	81	ガイドピン					
				IV. 制御設備 (制御材駆動設備)	低速給水系 (主要弁)	72, 73, 74	低速給水吐出弁 低速流量調整弁 低速給水バイパス弁					
					排水系 (急速排水弁)	75	急速排水弁					
				V. その他の主要な事項 (制御室等)	安全スイッチ	93	安全スイッチ (停止確認の表示装置を含む)		添付書類 (p. 添-68)			
		棒状燃料貯蔵設備 II の製作	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	III. その他の主要な事項 (消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	消火設備	165	自動火災報知設備 (感知器、発信器、受信器)、屋内外消火栓設備 (工業用水受槽、電動消火ポンプ、消火ポンプ起動装置、屋内外消火栓)、連結散水設備 (消防ポンプ車送水接続口、配管設備)、消火器	添付書類 (p. 添-22)	添付書類6-1			
		第22条	炉心等	第3回	第1編 原子炉本体	II. 燃料体	ウラン棒状燃料	5	ウラン棒状燃料 (二酸化ウランペレット、被覆管)	添付書類 (p. 添-5)		
						III. 原子炉容器	炉心タンク	9	炉心タンク	添付書類 (p. 添-14)	添付書類III-9-1	炉心タンクの定盤に限る。
							格子板フレーム	11	格子板フレーム			
IV. 格子板	格子板					12	格子板 (アタッチメントを含む)	添付書類 (p. 添-22)				
ウラン棒状燃料の製作	—			—	ウラン棒状燃料	6	ウラン棒状燃料 (二酸化ウランペレット、被覆管)	添付書類 (p. 別4-1)	別紙-4			

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明		関係する計算書等	備考		
第23条	熱遮蔽材	該当なし										
第24条	一次冷却材	該当なし										
第25条	核燃料物質取扱設備	既認可設備からの変更なし										
第26条	核燃料物質貯蔵設備	第2回	第2編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 溶液燃料貯蔵設備	容器・主配管	24-1	U溶液貯槽（予備槽を含む）、U溶液校正ポット、ノックアウトポット、グローブボックス、主配管	添付書類（p. 添-8）	添付書類Ⅱ-10-1			
				II. 粉末燃料貯蔵設備	Pu保管ピット	26-1	Pu保管ピット、その他（収納容器）	添付書類（p. 添-12）				
					保管容器					貯蔵容器		
		第4回	第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 棒状燃料貯蔵設備	棒状燃料収納容器	20	棒状燃料収納容器	添付書類（p. 添-5）	添付書類Ⅳ-10-1 添付書類Ⅳ-10-2-(1)			
				II. ウラン酸化物燃料貯蔵設備	ウラン酸化物燃料収納架台	27	ウラン酸化物燃料収納架台	添付書類（p. 添-11）				
				III. 使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備	コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	28	コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台、ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	添付書類（p. 添-17）				
		ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台										
		棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	第1編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 棒状燃料貯蔵設備Ⅱ	棒状燃料収納容器	21	棒状燃料収納容器	添付書類（p. 添-5）	添付書類5-1-(1) 添付書類5-1-(2) 添付書類10-1 添付書類10-2-(1)			
		第27条	一次冷却材処理装置	該当なし								
		第28条	冷却設備等	該当なし								
第29条	液位の保持等	該当なし										

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第30条	計測設備	第2回	第4編 放射線管理施設	I. 屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	119	室内モニタ(ダストモニタ、ガスマニタ)、放射線エリアモニタ(ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ)、監視盤	添付書類 (p. 添-21)	添付書類Ⅱ-11-1	
				II. 屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタリング設備	128	排気筒ガスマニタ、排気筒ダストモニタ、監視盤	添付書類 (p. 添-25)		
		第3回	第2編 計測制御系統施設	I. 核計装	(安全保護系の核計装)		44	起動系 (比例計数管、前置増幅器、主増幅回路、対数計数率回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)	添付書類 (p. 添-40)	添付書類Ⅲ-11-1 添付書類Ⅲ-11-3
							45	運転系対数出力系 (中性子電離箱、対数増幅回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)		
	46						安全出力系 (中性子電離箱、線型増幅回路、積分回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)			
	39				起動系 (炉周期指示計、対数計数率指示計、対数計数率記録計)					
				(計測制御系の核計装)		40	運転系線型出力系 (中性子電離箱、線型増幅回路、トリップ回路、高圧電源、線型出力指示計、線型出力記録計、ケーブル)			

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考		
		第2編 計測制御系統施設	II. その他の主要な計装 (プロセス計装)	最大給水制限スイッチ	41	運転系対数出力系 (炉周期指示計、対数出力指示計、対数出力記録計)	添付書類 (p. 添-57)	添付書類Ⅲ-11-1			
				給水停止スイッチ	42	安全出力系 (線型出力指示計、線型出力記録計、積分出力指示計、積分出力記録計)					
				排水開始スイッチ	48	最大給水制限スイッチ (素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む)					
				サーボ型水位計	49	給水停止スイッチ (素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む)					
				監視操作盤	50	排水開始スイッチ (素子を含む)					
				盤 (モニタ盤)	53	サーボ型水位計					
		第2編 計測制御系統施設	II. その他の主要な計装	監視操作盤	59	監視操作盤 (指示計、記録計、操作器、表示器、スイッチ、警報器等を含む)					
				盤 (モニタ盤)	60	盤 (モニタ盤)					
		棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	第2編 放射線管理施設	I. 屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	120	放射線エリアモニタ (ガンマ線エリアモニタ)、監視盤	添付書類 (p. 添-9)	添付書類11-1		
		第31条	放射線管理施設	第2回	第4編 放射線管理施設	I. 屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	119	室内モニタ (ダストモニタ、ガスモニタ)、放射線エリアモニタ (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ)、監視盤	添付書類 (p. 添-22)	添付書類Ⅱ-14-1
						II. 屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタリング設備	128	排気筒ガスモニタ、排気筒ダストモニタ、監視盤	添付書類 (p. 添-26)	

技術基準規則		設工認申請				設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
	棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	第2編 放射線管理施設	I. 屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	120	放射線エリアモニタ（ガンマ線エリアモニタ）、監視盤	添付書類（p. 添-10）	添付書類14-1		

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考			
第32条	安全保護回路	第3回	第2編 計測制御系統施設	I. 核計装 (安全保護系の核計装)		44	起動系 (比例計数管、前置増幅器、主増幅回路、対数計数率回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)	添付書類 (p. 添-41)				
						45	運転系対数出力系 (中性子電離箱、対数増幅回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)					
						46	安全出力系 (中性子電離箱、線型増幅回路、積分回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)					
						II. その他の主要な計装 (プロセス計装)	最大給水制限スイッチ	48	最大給水制限スイッチ (素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む)	添付書類 (p. 添-58)	添付書類Ⅲ-11-2	
					III. 安全保護回路 (原子炉停止回路)	原子炉停止回路	62, 94, 95, 96, 97	原子炉停止回路 (スクラム回路、スクラム遮断器、監視装置)、緊急停止 (手動スクラム) ボタン、地震感知器、非常用電源系低電圧継電器、高圧電源監視回路、遮蔽扉の位置検出器	添付書類 (p. 添-70)			
				安全保護系盤						63	安全保護系盤	
				スクラム遮断器盤						64	スクラム遮断器盤	
					III. 安全保護回路 (その他の主要な安全保護回路)	主電源盤	65	主電源盤				
					V. その他の主要な事項 (制御室等)	安全スイッチ	93	安全スイッチ (停止確認の表示装置を含む)	添付書類 (p. 添-70)			

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第3回	第2編 計測制御系統施設	IV. 制御設備 (制御材)	安全板	66	安全板 (中性子吸収材 (カドミウム)、被覆材)	添付書類Ⅲ-9-2		
				IV. 制御設備 (制御材駆動設備)	安全板駆動装置	79	安全板駆動装置 (上限位置検出器、下限位置検出器、電磁石、ショックアブソーバー)			
					ガイドピン	81	ガイドピン			
					ダンプ槽	78	ダンプ槽 (各種ノズルを含む)			
				IV. 制御設備 (制御材駆動設備)	高速給水系 (ポンプ)	67	高速給水ポンプ	添付書類 (p. 添-87)		
					高速給水系 (主要弁)	68, 69, 70	高速給水吐出弁 高速流量調整弁 高速給水バイパス弁			
					低速給水系 (ポンプ)	71	低速給水ポンプ		添付書類Ⅲ-9-2 添付書類Ⅲ-9-3-(1) 添付書類Ⅲ-9-3-(2)	
					低速給水系 (主要弁)	72, 73, 74	低速給水吐出弁 低速流量調整弁 低速給水バイパス弁			
					排水系 (急速排水弁)	75	急速排水弁			
					排水系 (通常排水弁)	76	通常排水弁			
					配管・弁	77	主配管			
				(安全保護系の核計装)	44	起動系 (比例計数管、前置増幅器、主増幅回路、対数計数率回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)				
					45	運転系対数出力系 (中性子電離箱、対数増幅回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)				

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
			I. 核計装		46	安全出力系 (中性子電離箱、 線型増幅回路、積 分回路、絶縁回 路、トリップ回 路、高圧電源、 ケーブル)	添付書類 (p. 添-43)		
				(計測制御系の核計 装)	39	起動系 (炉周期指示計、 対数計数率指示 計、対数計数率記 録計)			
					40	運転系線型出力系 (中性子電離箱、 線型増幅回路、ト リップ回路、高圧 電源、線型出力指 示計、線型出力記 録計、ケーブル)			
					41	運転系対数出力系 (炉周期指示計、 対数出力指示計、 対数出力記録計)			
					42	安全出力系 (線型出力指示 計、線型出力記録 計、積分出力指示 計、積分出力記録 計)			
			II. その他の主要な計 装 (プロセス計装)	最大給水制限スイッチ	48	最大給水制限ス イッチ (素子、エ ンコーダ、電動 機、制御回路、 ケーブルを含む)	添付書類 (p. 添-60)		
				給水停止スイッチ	49	給水停止スイッ チ (素子、エンコー ダ、電動機、制御 回路、ケーブルを 含む)			
				排水開始スイッチ	50	排水開始スイッ チ (素子を含む)			
				サーボ型水位計	53	サーボ型水位計			
				流量計	54	高速流量計及び低 速流量計			
				炉心温度計	55	炉心温度計			
				ダンプ槽温度計	56	ダンプ槽温度計			

技術基準規則		設工認申請		設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
第34条	原子炉制御室等	第3回	第2編 計測制御系統施設	ダンプ槽電導度計	57	ダンプ槽電導度計		添付書類Ⅲ-12-1
				監視操作盤	59	監視操作盤（指示計、記録計、操作器、表示器、スイッチ、警報器等を含む）		
				盤(モニタ盤)	60	盤(モニタ盤)		
			Ⅲ. 安全保護回路（原子炉停止回路）	原子炉停止回路	62, 94, 95, 96, 97	原子炉停止回路（スクラム回路、スクラム遮断器、監視装置）、緊急停止（手動スクラム）ボタン、地震感知器、非常用電源系低電圧継電器、高圧電源監視回路、遮蔽扉の位置検出器	添付書類（p. 添-72）	
				安全保護系盤	63	安全保護系盤		
				スクラム遮断器盤	64	スクラム遮断器盤		
			Ⅲ. 安全保護回路（その他の主要な安全保護回路）	主電源盤	65	主電源盤		
			Ⅳ. 制御設備（制御材）	安全板	66	安全板（中性子吸収材（カドミウム）、被覆材）		
			Ⅳ. 制御設備（制御材駆動設備）	安全板駆動装置	79	安全板駆動装置（上限位置検出器、下限位置検出器、電磁石、ショックアブソーバー）	添付書類（p. 添-90）	
				高速給水系（ポンプ）	67	高速給水ポンプ		
				高速給水系（主要弁）	68, 69, 70	高速給水吐出弁 高速流量調整弁 高速給水バイパス弁		
				低速給水系（ポンプ）	71	低速給水ポンプ		
				低速給水系（主要弁）	72, 73, 74	低速給水吐出弁 低速流量調整弁 低速給水バイパス弁		

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
				排水系（急速排水弁）	排水系（急速排水弁）	75	急速排水弁	添付書類（p. 添-95）	
					排水系（通常排水弁）	76	通常排水弁		
				V. その他の主要な事項（インターロック）	インターロック	88, 86	起動インターロック（ダンプ槽受入弁、払出弁を含む）		
						89, 85	運転制御用インターロック（反応度添加停止インターロック（ダンプ槽水位計を含む）、排水開始インターロック）		
					盤（インターロック盤）	90	盤		
				V. その他の主要な事項	警報回路	91	警報回路（警音器を含む）		
				V. その他の主要な事項（制御室等）	制御室	92	制御室		
安全スイッチ	93	安全スイッチ（停止確認の表示装置を含む）	添付書類（p. 添-72）						
第35条	廃棄物処理設備	既認可設備からの変更なし							
第36条	保管廃棄設備	第2回	第3編 放射性廃棄物の廃棄施設	II. 固体廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物保管室（I）、（II）	117	固体廃棄物保管室（I）、（II）	添付書類（p. 添-18）	添付書類II-13-1
					β ・ γ 固体廃棄物保管室	118	β ・ γ 固体廃棄物保管室		
		第4回	第2編 放射性廃棄物の廃棄施設	II. 液体廃棄物の廃棄設備	有機廃液貯槽B主配管、ポンプ、弁	114	有機廃液系貯槽、主配管、ポンプ、弁	添付書類（p. 添-26）	添付書類IV-13-1
第37条	原子炉格納施設	第2回	第5編 原子炉格納施設	I. 炉室(S)	炉室(S)	131	炉室(S)	添付書類（p. 添-29）	添付書類II-15-1
						133	炉室(S)給気系（空気調和器、送風機、給気主ダクト、弁）		
				134	炉室(S)第1排気系（常用排風機、補助排風機、排気フィルタユニット、排気主ダクト、弁）	添付書類（p. 添-32）			
				II. 炉室(S)換気空調設備	フィルタユニット、ダクト				

技術基準規則		設工認申請				設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考
						135	炉室(S)第2排気系(常用排風機、補助排風機、排気フィルタユニット、排気主ダクト、弁)			
第38条	実験設備等	第3回	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. 主要な実験設備	可動装荷物駆動装置(駆動装置、操作機器、案内管)	140	可動装荷物駆動装置(駆動装置、操作機器、案内管)	添付書類(p.添-101)	添付書類Ⅲ-17-1 添付書類Ⅲ-17-2	
		棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	Ⅲ. その他の主要な事項(消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	通信連絡設備	174	通信連絡設備(放送設備、固定電話、携帯電話)	添付書類(p.添-26)	添付書類17-1	
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	該当なし								
第40条	保安電源設備	棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	第3編 その他試験研究用等原子炉の附属施設	I. 非常用電源設備	非常用発電機	137	非常用発電機(主燃料槽、燃料小出槽、空気槽、不足電圧継電器、保護継電器、ケーブル等を含む)	添付書類(p.添-13)	添付書類16-1	
					無停電電源装置	138	無停電電源装置(整流器、蓄電池、静止型インバータ装置、保護継電器、ケーブル等を含む)			
		第2回	第2編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 溶液燃料貯蔵設備	漏えい検知器、ドリフトレイ	24-3	漏えい検知器、ドリフトレイ(グローブボックス内、貯槽室内)	添付書類(p.添-9)	添付書類Ⅱ-11-1	
					(安全保護系の核計装)	44	起動系(比例計数管、前置増幅器、主増幅回路、対数計数率回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)			
		45	運転系対数出力系(中性子電離箱、対数増幅回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)							

技術基準規則		設工認申請			設備機器		適合性の説明	関係する計算書等	備考		
第41条	警報装置	第3回	第2編 計測制御系統施設	I. 核計装	(計測制御系の核計装)	46	安全出力系 (中性子電離箱、線型増幅回路、積分回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)	添付書類 (p. 添-44)	添付書類Ⅲ-11-1		
						39	起動系 (炉周期指示計、対数計数率指示計、対数計数率記録計)				
						40	運転系線型出力系 (中性子電離箱、線型増幅回路、トリップ回路、高圧電源、線型出力指示計、線型出力記録計、ケーブル)				
						41	運転系対数出力系 (炉周期指示計、対数出力指示計、対数出力記録計)				
						42	安全出力系 (線型出力指示計、線型出力記録計、積分出力指示計、積分出力記録計)				
						サーボ型水位計	53	サーボ型水位計		添付書類 (p. 添-61)	
					II. その他の主要な計装 (プロセス計装)	流量計	54	高速流量計及び低速流量計			
						炉心温度計	55	炉心温度計			
						ダンプ槽温度計	56	ダンプ槽温度計			
						V. その他の主要な事項	警報回路	91		警報回路 (警音器を含む)	添付書類 (p. 添-96)
	第4回	第2編 放射性廃棄物の廃棄施設	II. 液体廃棄物の廃棄設備	漏えい検知器	108, 110, 113, 115	漏えい検知器	添付書類 (p. 添-27)	添付書類Ⅳ-11-1			
第42条	通信連絡設備等	棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	III. その他の主要な事項 (消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	通信連絡設備	174	通信連絡設備 (放送設備、固定電話、携帯電話)	添付書類 (p. 添-25)	添付書類12-1			